# 公共工事における総合評価落札方式の 手引き・事例集 (第1集案)

# 平成 14 年 7 月

国土交通省国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室

# - 公共工事における総合評価落札方式の手引き・事例集(第1集案) -

# 目 次

1	はしめに	1
2	総合評価落札方式の概要	2
	2-1 総合評価落札方式の概要	4
	2-2 総合評価落札方式の試行状況と代表的な事例	19
3	標準ガイドラインの解説	20
	3-1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議)	21
	3-2 総合評価の手引き	28
4	総合評価落札方式の試行状況	48
5	総合評価落札方式の試行事例	53
	5-1 「ライフサイクルコスト」等の事例:工業技術院筑波研究支援総合事務所スーパークリ	ーンルー
	Δ産学官連携研究棟(仮称)電気設備(受変電)工事	53
	5-2 「その他コスト」の事例(補償費):五十里ダム施設改良本体工事	56
	5-3 「性能・機能」の事例( 騒音低減効果):村上舗装修繕工事	59
	5-4 「環境の維持」の事例( 騒音):平井七丁目高規格堤防(H12)工事	62
	5-5 「環境の維持」の事例( 自然地の保全):雨沼橋上部工工事	65
	5-6 「環境の維持」の事例 ( 工事施工作業面積): 南条護岸災害復旧工事	67
	5-7 「交通の確保」の事例( 通行止め時間):今井一号橋撤去工事	70
	5-8 「交通の確保」の事例( 施工日数):佐山トンネル外2件改修工事	73
6	Q & A	76
	6-1 総合評価落札方式全般について	76
	6-2 総合評価の評価項目について	77
	6-3 総合評価の方法について	80
	6-4 総合評価の手続きについて	84
	6-5 技術提案等の取り扱いについて	85
7	手引き・事例集に関する問合せ先等	88
8	参考:標準ガイドライン(全文)	90
9	参考:「総合評価落札方式の実施に伴なう手続について」(建設省厚契第 32 号 , 建設	省技
調	発第 $147$ 号,建設省営計発第 $132$ 号,平成 $12$ 年 $9$ 月 $20$ 日)	95
1	0 参考:「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(	国地
契	第 12 号,国官技第 58 号,国営計第 33 号,平成 14 年 6 月 13 日)	. 101
1	1 参考:「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)」(自治行	第 3
号	-,平成11年2月17日)	. 104

# 1 はじめに

総合評価落札方式は、従来の価格のみによる自動落札方式から、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する新しい落札方式として、公共事業では、平成11年度から実施されてきています。

本方式は、従来から一件毎に大蔵大臣と個別協議を行うことにより実施可能でしたが、 平成12年3月に大蔵大臣との工事に関する総合評価落札方式についての包括協議が 整ったことにより、大蔵大臣との個別協議が不要になり、さらに、公共工事発注機関に よる総合評価落札方式の標準ガイドラインがとりまとめられ、実施に伴う手続に関する 通達が出されたことにより、一般競争入札、公募型指名競争入札で行う工事への適用の 拡大が期待されてきました。

しかしながら、包括協議後の平成12年度、総合評価落札方式の案件が飛躍的に増えることはありませんでした。理由として、包括協議に先行して実施された、今井1号橋撤去工事、五十里ダム施設改良本体工事における、工事価格以外の要素の貨幣換算評価が、費用便益分析手法の準用、補償費の評価のように、説明性の高いものが用いられ、総合評価落札方式として、模範的な工事であったために、その手法を模倣するようなアプローチでは、案件の形成が困難だったことが挙げられます。

このような背景のもと、国土技術政策総合研究所(以下、「国総研」という)総合技 術政策研究センターにおいては、包括協議、標準ガイドラインの解説、それらの範囲内 での新しい実施パターンの提案等含めた地方整備局での説明会の開催、個別案件の相談 等を実施し、総合評価落札方式の普及に務めてきました。

さらに、国土交通省においては、平成14年3月27日の公共工事の入札契約の適正 化徹底のための方策検討委員会の報告において、平成14年度発注予定金額の約2割を 目標に取り組むことを示し、また、平成14年6月には、全ての評価項目が必須以外項 目である工事について、標準的に加算点を10点とする旨の通達を出し、さらなる適用 の拡大を図る環境を整備してきました。

本冊子は、包括協議、標準ガイドラインの解説、国総研において収集したこれまでの 実施事例をとりまとめて、手引き・事例集(第1集案)としたものです。本手引き・事 例集が、総合評価落札方式に携わる現場の担当者に参考になることを切に希望します。

最後に、平成 14 年 6 月の通達で、国総研が総合評価落札方式の実施事例を収集評価 し、加算点の配点割合を見直す役割を担うことになりました。従来よりも増して現場と 国総研が連携をとっていくことが重要になります。関係各位のご協力をお願い申し上げ ます。

> 国土交通省国土技術政策総合研究所 総合技術政策研究センター 建設マネジメント技術研究室

平成 14 年 7 月

# 2 総合評価落札方式の概要

我が国の公共事業の入札は、会計法、予算決算及び会計令に基づき、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることを基本として実施されてきた。会計法第 29 条の 6、予算決算及び会計令第 91 条には、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるとされているものの、1 件ごとに大蔵大臣との個別協議が必要とされていたので、実施されてこなかった。一方、価格以外の工期、安全性などを価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を導入すべきと指摘されていたところ、政府の規制緩和推進 3 ヵ年計画(平成 10 年 3 月 31 日閣議決定)において、公共工事について平成 10 年度中に総合評価方式の導入を図るべき旨が決定された。その後、公共工事発注機関と大蔵大臣との包括協議が整い、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(建設省会発第 172 号,平成 12 年 3 月 27 日:以下「包括協議」と言う。)が通知された。

この協議を受け、本方式によって入札する場合の事務処理の効率化に資するため、前記大蔵大臣との協議を整えた各省各庁の長の定め及び運用上の基本的な事項を手引きとした「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイドライン」と言う。「3 標準ガイドラインの解説」を参照。)が公共事業関係省庁間において申合わせされ、平成12年9月20日付け通達により各地方整備局宛に通知され、また実施に伴う手続きに係る通達も同日付で通知された。

これらの通達では、包括協議による総合評価落札方式の適用範囲、実施の手続きを示しており、包括協議及び標準ガイドラインにより総合評価落札方式を実施する際には、 大蔵大臣(現在の財務大臣)との個別協議は不要である。

なお、本方式の国土交通省の直轄工事への適用に関する詳細については、以下の通達を参照のこと。

- 「総合評価落札方式の実施について」(建設省厚契発第30号,平成12年9月20日)
- 「総合評価落札方式の実施に伴なう手続について」(建設省厚契第32号,建 設省技調発第147号,建設省営計発第132号,平成12年9月20日)
- 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」 (国地契第 12 号, 国官技第 58 号, 国営計第 33 号, 平成 14 年 6 月 13 日)

一方、地方公共団体においては、地方自治法施行令の平成 11 年 2 月 17 日一部改正に伴い、同施行令第 167 条の 10 の 2 において「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる」と総合評価落札方式の適用が認められている。

# 【他関連資料等】

- 「公共工事の品質確保等のための行動指針」(監修 建設大臣官房技術調査室)
- 「発注者責任研究懇談会 中間とりまとめ」(監修 農林水産省構造改善局施工企画調整室・運輸省運輸政策局公共事業調査室・建設大臣官房技術調査室)

以下、本方式の内容及び実施方法等の概要について解説する。詳細については「3.標準ガイドラインの解説」以降の解説を参照されたい。

# 2-1 総合評価落札方式の概要

## (1) 方式の考え方

総合評価落札方式は、価格競争型と対となる落札方式の一種であり、技術提案と価格を総合的に評価を行い落札者を決める方式である。技術提案の適否を評価した後に価格競争で入札を行う方法は価格競争型であり、本方式とは異なる。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待されるところである。

本方式は、価格その他が国または当該普通地方公共団体にとって最も有利な価格と 提案の申込みを行った者を選定できる方式である。つまり、入札の提示する性能等に 基づく工事の実施により、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、国または普 通地方公共団体の責務を果たすことができる価格と提案を行った者を選定する方式 である。

国土交通省では、平成 12 年度より一般競争入札及び公募型指名競争入札方式における入札時 V E 方式の一類型として位置付け、総合評価落札方式の試行を行っている。なお入札時 VE における技術提案の範囲については設計施工提案型と施工提案型がある。

国土交通省における総合評価落札方式の一般的な手続き(入札時 VE 方式)の流れを以下に示す。

- 通常の施工提案型入札時 V E の場合、発注者が想定する標準的な施工方法等を 入札説明書等に示し、入札参加を希望する施工業者は予定する技術提案資料を 提出する。
- また、設計施工提案型入札時VEの場合、入札参加を希望する施工業者は、発注者が設計図書において参考として示した標準的な設計及び施工方法等に対し、これと異なる設計施工方法等により施工しようとする場合に、その設計施工に係る技術提案資料を提出する。
- 発注者は、提出された技術提案資料を審査し、競争参加資格が認められる者を 選定する。
- 競争参加資格が認められた者は価格及び価格以外の要素について入札に応じ、 発注者は総合評価を行い、最も有利なものをもって申し込みをした者を契約の 相手方として落札者を決定する。

また、施工者から技術提案を受け付ける設計施工一括発注方式 (DB: Design & Build) でも総合評価落札方式の適用が可能とされている。

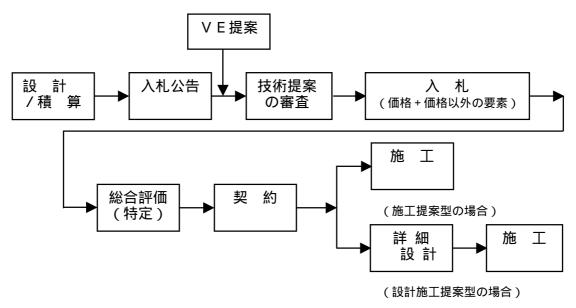


図 2-1 総合評価落札方式の概略フロー

# (2)総合評価の評価項目

総合評価の評価項目となる価格以外の要素として、包括協議では対象事項を限定列 挙しており、標準ガイドラインでは対象事項の内容を例示として以下のように示して いる。なお、包括協議での対象事項が限定列挙であることには注意を要する。すなわ ち、ここでの事項に該当しない事項についての総合評価の実施は包括協議の枠外であ る。一方、標準ガイドラインでの例は例示にすぎず、当該例示以外の項目についても 包括協議の枠内で実施可能と解釈される。

# (包括協議における限定列挙事項)

- ・ 工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更 新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコスト
- ・ 工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能
- ・ 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策

# (標準ガイドラインにおける例示)

(a)総合的なコストに関する事項

ライフサイクルコスト:

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する その他:

補償費等の支出額等を評価する

(b) 工事目的物の性能、機能に関する事項

性能・機能:

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、 機能を評価する

# (c) 社会的要請に関する事項

#### 環境の維持:

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を国の 利害の観点から評価する

#### 交通の確保:

交通への影響(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害 復旧等)を国の利害の観点から評価する

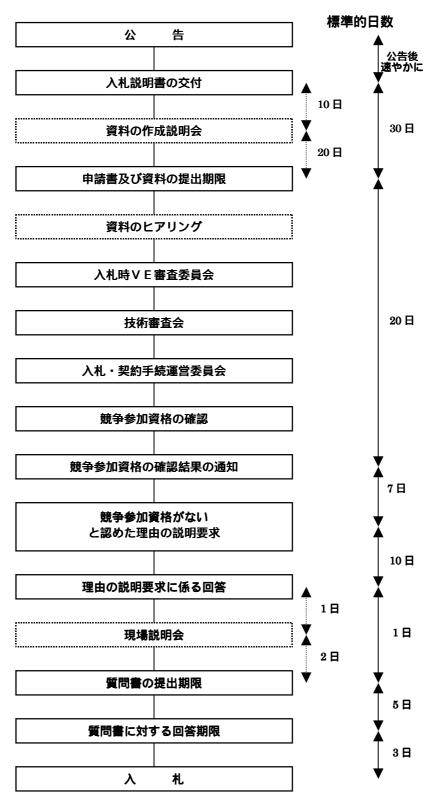
# 特別な安全対策:

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する 省資源対策又はリサイクル対策:

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価 する

なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、価格が上位であっても入札の 提示する性能等に基づく工事の実施により、より適切に社会的影響や社会的要請に対 応し、発注者または事業主体者等の責務を果たすことができる項目を選定する必要が ある。また、その項目は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに 限るものとし、担保できないものは評価項目の対象としないものとする。

総合評価落札方式の標準手続きフローを、図 2-2、2-3 に示す。なお、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第 12 号、国官技第 58 号、国営計第 33 号、平成 14 年 6 月 13 日)により、特段の事情がある場合を除き、事務合理化の観点から本省担当課との事前協議は廃止されている。



: 土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

図 2-2 国土交通省における総合評価落札方式の標準手続きフロー (一般競争入札方式の場合)

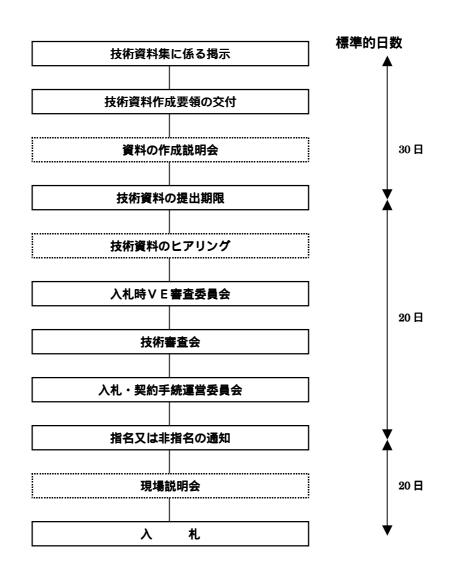


図 2-3 国土交通省における総合評価落札方式の標準手続きフロー (公募型指名競争入札方式の場合)

## (3)総合評価の方法

評価の公正さを確保するため、総合評価の基準、最小限満たすべき機能等の評価方法は予め入札公告や入札説明書等において明らかにするとともに、価格競争でなく総合評価落札方式を採用した理由及び結果の公表、非落札者から求められた場合の対応等の説明を行えるようにしておく必要がある。

価格及び価格以外の要素に係る総合評価は、入札者の申込みに係る価格以外の性能等の各評価項目の得点の合計を、当該入札者の入札価格と工事に関連して生ずる補償費等やライフサイクルコストの当該費用(以下、「その他コスト」と言う。)の合計で除して得た数値(以下「評価値」と言う。)をもって行うものであり、基本的な評価値の算定式は以下のとおりである。

1.工事価格と性能等のみを評価する場合:

必須評価項目を評価する場合

評価値=(基礎点+加算点)/入札価格

【図 2-6参照】

必須以外評価項目のみを評価する場合

評価値=(標準点+加算点)/入札価格

【図 2-7参照】

2. 工事価格とその他コストのみを評価する場合:

必須評価項目を評価する場合

評価値=100[基礎点]/入札価格(入札工事価格+その他コスト)

【図 2-8参照】

必須以外評価項目のみを評価する場合

評価値=100[標準点]/入札価格(入札工事価格+その他コスト)

【図 2-9参照】

3. 工事価格とその他コスト、性能等を評価する場合:

必須評価項目を評価する場合

評価値=(基礎点+加算点)/入札価格(入札工事価格+その他コスト)

【図 2-10~2-12参照】

必須以外評価項目のみを評価する場合

評価値=(標準点+加算点)/入札価格(入札工事価格+その他コスト)

【図 2-13参照】

なお、上記において、複数の項目を評価する「3 工事価格とその他コスト、性能等を評価する場合」については、「1 工事価格と性能等のみを評価する場合」及び「2 工事価格とその他コストのみを評価する場合」を組み合わせて評価する場合であり、評価方法が1及び2と比べて複雑である。よって、本編では「1 工事価格と性能等のみを評価する場合」及び「2 工事価格とその他コストのみを評価する場合」を中心として解説を行うこととし、「3 工事価格とその他コスト、性能等を評価する場合」については、必要に応じて解説等を参照されたい。

ここで、算定式に用いられている用語の定義は以下のとおりである。

#### 必須評価項目

発注者が必要に応じて定める技術的要件のうち、評価項目の加算評価に応じ総合評価管理費を計上する評価項目であり、基礎点の状態と目標状態を設定する必要がある。 で後述する「基礎点」の状態を示す最低限の要求要件を示す必要があ

り、また総合評価管理費を計上することから貨幣換算を行う必要がある。

#### 必須以外評価項目

評価項目の加算評価だけを行い、総合評価管理費を計上しない評価項目であり、 基礎点の状態および目標状態を設定する必要がない。

# 総合評価管理費

評価項目を加算評価する場合に評価に応じ計上されるコストで、具体的には基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト。

#### 性能等

「性能等」とは、工事目的物の性能、機能、技術等、または工事における環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策等のこと。 具体的には、前述 P 5 ~ P 6 での「(2)総合評価の評価項目」における「(b) 工事目的物の性能、機能に関する事項」または「(c)社会的要請に関する事項」 に該当する。

#### 基礎点

「基礎点」とは、必須評価項目の評価において、発注者が定める必須評価項目 ごとの「最低限の要求要件」を満足した評価がなされた場合に、当該提案者に対して付与される点数である。具体的には、性能等を必須評価項目として評価する場合では、最低限の要求要件を含む発注者の示す標準案の状態を満たす場合に 100 点未満の点数を付与する。ただし、工事価格とその他コストのみを評価する場合においては、基礎点として 100 点を付与する。

総合評価落札方式を適用する場合、この基礎点が与えられた者のみ応札参加資格が認められる。

#### 標準点

平成 14 年 6 月 13 日付けの通達では、「標準点」とは必須以外の評価項目のみの評価において、発注者が定める技術的要件のうち「入札説明書等に記載された要求要件」を満足した評価がなされた場合に、当該提案者に対して付与されるものであり、具体的には発注者の示す標準案の状態を満たす場合に 100 点を付与する。

総合評価落札方式を適用する場合、この標準点が与えられた者のみ応札参加資格が認められる。

#### 加算点

「加算点」は、発注者が必要に応じて定める「必須評価項目」または「必須以外評価項目」について、評価に応じて提案者に付与されるものである。必須評価項目に係る加算点については、全ての必須評価項目が目標とする状態を全て満たす状態における加算点の計と基礎点の合計が100点となるよう配点する必要がある。

また、平成 14 年 6 月 13 日付けの通達を適用し必須以外評価項目のみを評価する場合は、加算点を 10 点と設定し、工事の内容に応じて加減することとされている。

「基礎点(または標準点)」ならびに「加算点」の評価方法等については、「3

標準ガイドラインの解説」の3-1 (3)を参照のこと。

その他コスト

「その他コスト」とは、工事に関連して生ずる補償費等やライフサイクルコストの当該費用で入札者が工事価格以外に入札書に記載するコストのことであり、具体的には、前述 P 5 での「(2)総合評価の評価項目」における「(a)総合的なコストに関する事項」に該当する。なお、入札者が工事価格以外に入札書に記載するコストについては、入札書に直接当該コストを記載する場合と、当該コストと強い相関のある別の指標で記載する場合がある(例:ライフサイクルコストを評価する時の単位時間当たりの維持管理費、補償費を評価するときの補償期間等)。

# (4)予定価格の算定

総合評価落札方式における予定価格は、発注者が想定している 100 点の状態を達成するのに必要なコストが相当し、つまり、

予定価格 = 100 点の状態のコスト

として算定され、具体的には

必須評価項目を評価する場合

予定価格 = 100 点の状態を達成するのに必要なコスト

- = 目標状態を達成するのに必要なコスト
- = 基礎点 + 加算点の満点の状態を達成するのに必要なコスト
- 必須以外評価項目のみを評価する場合

予定価格 = 100 点の状態のコスト

= 標準点を与える状態のコスト

となり、それぞれにおいて予定価格の算定方法が異なる。

- 1) 工事価格と性能等のみを評価する場合
- (a) 必須評価項目を評価する場合(図2-6参照)

100点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態から目標状態を 達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または = 目標状態での工事価格

で算定される。ここで「総合評価管理費」とは「基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト」のことを言う(以下同じ)。

総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて、想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当する費用を計上する場合がある。

(b) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図2-7参照)

100点の状態 = 標準点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト = 標準案による積算価格

で算定される。

- 2) 工事価格とその他コストのみを評価する場合
- (a)必須評価項目を評価する場合(図2-8参照)

100点の状態 = 目標状態 = 基礎点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点が付与される状態のコストから目標状態を達成するのに相当するコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

で算定される。総合評価管理費は補償費等のその他コストを計上する。

(b) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図2-9参照)

100点の状態 = 標準点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コスト を評価する場合においては、このコストは総合評価するために用い、予定価格に は含まない。

- 3) 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 この場合は前述の1)及び2)を組み合わせた場合である。
- (a) 必須評価項目を評価する場合(図2-10 ~ 2-12 参照)

この場合には

- ・性能等の評価項目が必須評価項目、その他コストが必須評価項目
- ・性能等の評価項目が必須評価項目、その他コストが必須以外評価項目
- ・性能等の評価項目が必須以外評価項目、その他コストが必須評価項目 の場合があり、いずれも
- 100点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合で、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態から目標状態を 達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または = 目標状態での工事価格 + その他コストに係る総合評価管理費で算定される。総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて性能等を必須評価項目として評価し、想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当する費用を計上する場合や補償費等のその他コストを計上する場合がある。

(b) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図2-13参照)

100点の状態 = 標準点を与える場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コスト を評価する場合においては、このコストは総合評価するために用い、予定価格には 含まない。

#### (5)落札方式

入札参加予定者に価格及び価格以外の要素をもって申込みをさせ、以下の評価要件に該当する者のうち、上記(3)の総合評価の方法によって得られた数値(「評価値」)の最も高い者を落札者とする。

入札価格(その他コストを必須項目として評価する場合は入札工事価格+その他コスト)が、予定価格の制限の範囲内であること。

技術的要件に係わる提案が、「最低限の要求要件」または、「入札説明書等に示された要求要件」を全て満たしていること、つまり基礎点または標準点が付与されていること。

評価値が、基準評価値を下回っていないこと。

なお、「基準評価値」とは「予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計)を、予定価格(必須以外評価項目として補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値」を指す。

具体的には、次のように算出する。

基準評価値 = 100 点 / 予定価格

必須以外評価項目として補償費等の支出額等を評価する場合は、

基準評価値 = 100 点 / (予定価格 + その他のコスト) で算出する。

ここで、総合評価落札方式における概念図を図2-4、2-5に示す。

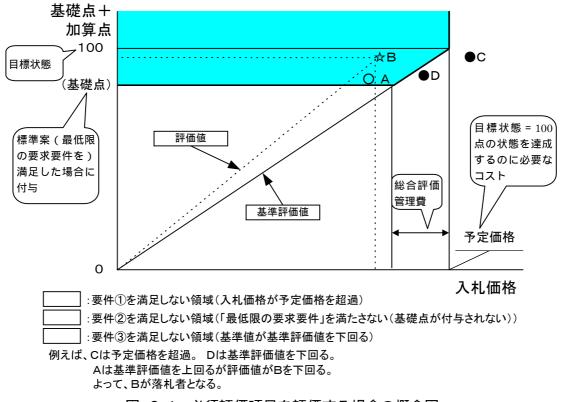
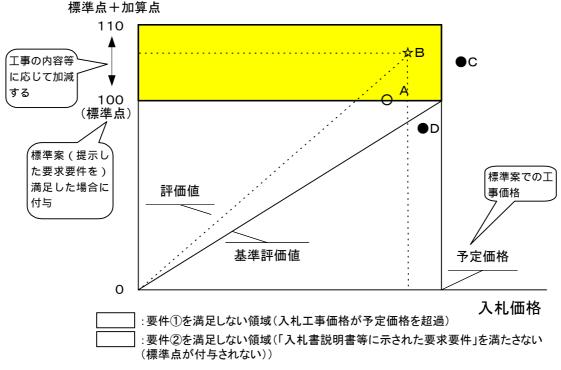
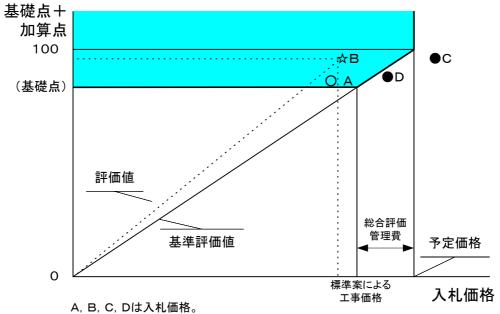


図 2-4 必須評価項目を評価する場合の概念図



例えば、Cは予定価格を超過。 Dは標準点の状態を満たしていない。 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

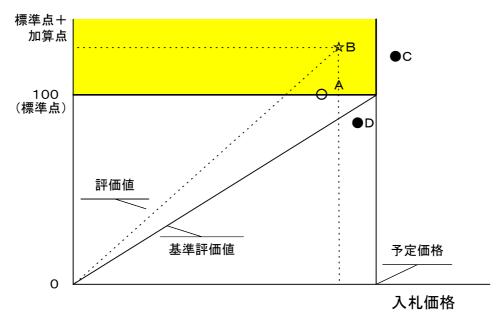
図 2-5 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」 (国地契第12号,国官技第58号,国営計第33号,平成14年6月13日)により必須 以外評価項目のみを評価する場合の概念図



A, B, C, Dは入れ価格。 Cは予定価格を超過。 Dは基準評価値を下回る。 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

図 2-6 工事価格と性能のみを評価する場合

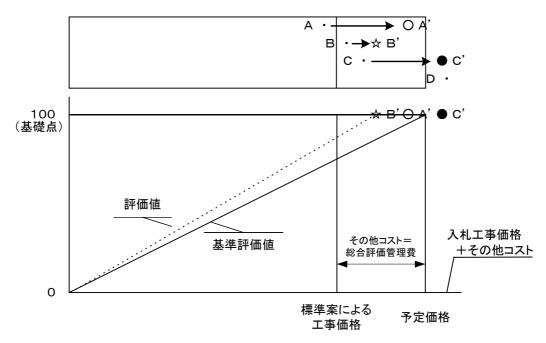
(必須評価項目を評価する場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



A, B, C, Dは入札価格。 Cは予定価格を超過。 Dは標準点の状態を満たしていない。 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

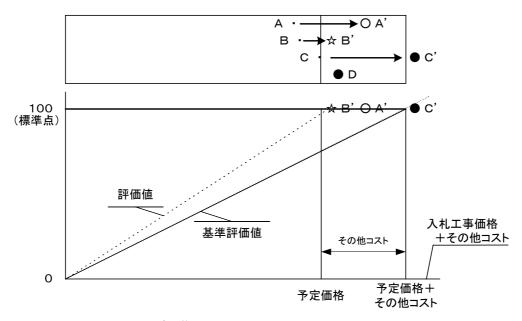
図 2-7 工事価格と性能のみを評価する場合

(必須以外評価項目のみを評価する場合 100点=標準点)



A, B, C, Dは入札工事価格。 A', B', C' は入札工事価格(図では ・ で表示)に総合評価管理費としてその他コストをを加算した価格。 C' は、入札工事価格+総合評価管理費が予定価格を超過。Dは、入札工事価格が予定価格を超過。 A' は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B' が落札者となる。

図 2-8 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合 (必須評価項目を評価する場合 目標状態 = 100 点 = 基礎点)



A, B, C, Dは入札工事価格。

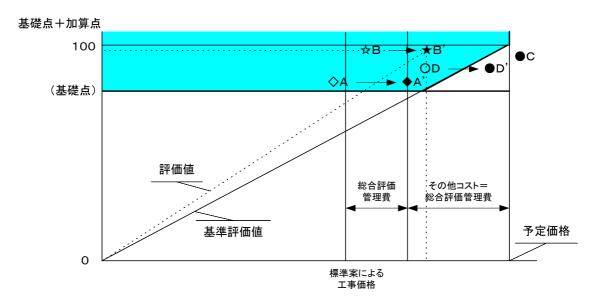
A', B', C'は入札工事価格(図では で表示)にその他コストを加算した価格。 Dは、入札工事価格が予定価格を超過。

C'は、予定価格+その他コストが基準評価値を下回る。

A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

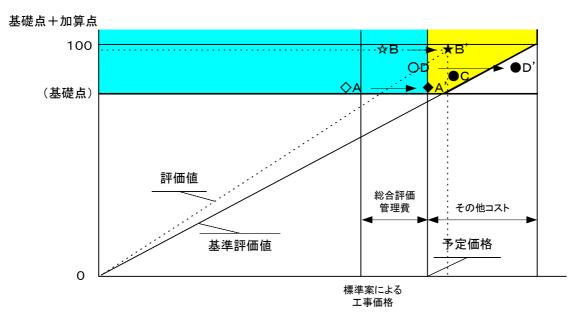
# 図 2-9 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合

(必須以外評価項目のみを評価する場合 100点=標準点)



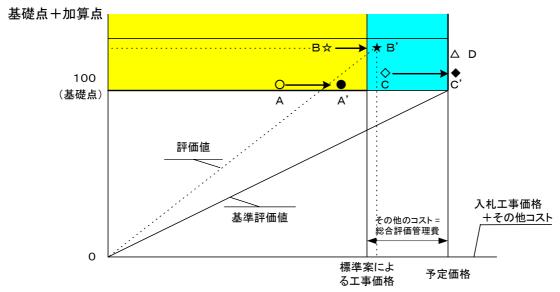
A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', D'は入札工事価格+総合評価管理費(その他コスト)。 Cは入札工事価格が予定価格を超過。 D'は基準評価値を下回る。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-10 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等、その他コスト共に必須評価項目の場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



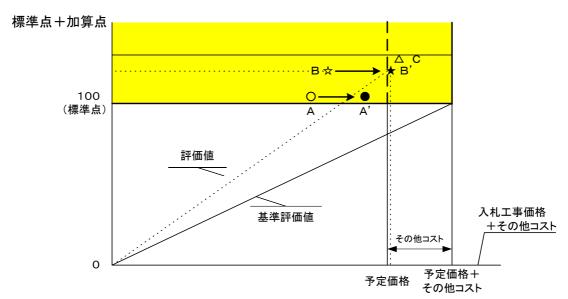
A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', D'は入札工事価格+その他コスト。 Cは入札工事価格が予定価格を超過。 D'は基準評価値を下回る。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-11 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等が必須評価項目、その他コストが必須以外評価項目の場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', C'は入札工事価格+総合評価管理費(その他コスト)。 C'は、入札工事価格+総合評価管理費が予定価格を超過。Dは予定価格を超過。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-12 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等を必須以外評価項目、その他コストを必須評価項目として評価する場合 目標状態 = 100 点 = 基礎点)



A, B, C, は入札工事価格、A', B'は入札工事価格+その他コスト。 Cは予定価格を超過。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 2-13 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等、その他コストとも必須以外評価項目のみとして評価する場合 100点=標準点)

# 2-2 総合評価落札方式の試行状況と代表的な事例

# (1)試行状況

国土交通省では、平成 11 年度より公共土木及び営繕工事において総合評価落札方式の試行がなされてきている。平成 11 年度は 2 件の工事(今井 1 号橋撤去工事、五十里ダム施設改良本体工事;いずれも関東地建)において実施された。また、平成 11 年 3 月 27 日に当時の大蔵大臣との包括協議が整ったことから、平成 12 年度はこの包括協議に基づく総合評価落札方式による工事を 6 件実施、さらに平成 13 年度には計 35 件の工事において試行されている。また、電気通信機器の調達に係る総合評価落札方式については、別途実施手法が定められており、平成 7 年から実施されている。

# (2)代表的な試行事例

平成 13 年度までに国土交通省において試行された工事の中から代表的な事例を以下に紹介する。なお、各代表事例における具体的な評価方法等については、本手引き・事例集の「5 総合評価落札方式の試行事例」に示す。

表 2-1 国土交通省における総合評価落札方式の代表事例

No.	工事名		総合評価の項目等
1	工業技術院筑波研究支援総合事務所スーパークリーンルーム産	•	ライフサイクルコスト
	学官連携研究棟(仮称)電気設備(受変電)工事	•	環境の維持:CO₂負荷
2	五十里ダム施設改良本体工事	•	その他コスト:補償費
3	村上舗装修繕工事	•	性能・機能:騒音低減効果
4	平井七丁目高規格堤防(H12)工事	•	環境の維持:騒音
5	雨沼橋上部工工事	•	環境の維持:自然地の保全
6	南条護岸災害復旧工事	•	環境の維持:工事作業面積
7	今井一号橋撤去工事	•	交通の確保:通行止め時間
8	佐山トンネル外 2 件改修工事	•	交通の確保:施工日数

# 3 標準ガイドラインの解説

# 工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

「公共工事発注省庁申合せ ]

本標準ガイドラインは、公共工事発注機関が総合評価落札方式により入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

#### (1)位置付け

公共建設工事の契約が「契約の性質又は目的から価格のみの競争により難い契約」に該当すると考えられる場合に、価格だけではなく価格以外の要素を含め総合的に評価して落札者を決めるには、会計法第29条の6第2項、さらに予算決算及び会計令第91条(交換等についての契約を競争に付して行う場合の落札者の決定)第2項において当時の大蔵大臣(現在の財務大臣)との協議が必要とされていた。

そのため、公共事業関係省庁との申合せにより当時の大蔵大臣との協議を整え、本標準ガイドラインは、総合評価落札方式によって入札する場合の事務処理等の効率化等に資するために、各省各庁の長の定め及び運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものであり、標準ガイドラインには「第1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議済)」として、整った包括協議が再掲されている。

したがって包括協議により総合評価落札方式を実施する場合は個別協議は不要であるが、その他の方法で総合評価落札方式を行う場合は、別途財務省との個別協議が必要となる。

また標準ガイドラインを記した通達文「総合評価落札方式の実施について」(建設省厚契発第30号,平成12年9月20日)では、標準ガイドラインの他に総合評価落札方式の実施に係る通達にしたがって実施することが必要であるとされており、以下の通達が対象となる。

- 「総合評価落札方式の実施について」(建設省厚契発第30号,平成12年9月20日)
- 「総合評価落札方式の実施に伴なう手続について」(建設省厚契第32号,建 設省技調発第147号,建設省営計発第132号,平成12年9月20日)
- 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」 (国地契第 12 号, 国官技第 58 号, 国営計第 33 号, 平成 14 年 6 月 13 日)

一方、地方公共団体においては、地方自治法施行令の平成 11 年 2 月 17 日一部改正 に伴い、同施行令第 167 条の 10 の 2 において「価格その他の条件が当該普通地方公 共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とすることができる」と総合評価落札方式の適用が認められている。(巻末11 参考:「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)」(自治行第3号,平成11年2月17日)参照)

#### (2)標準ガイドラインの構成

標準ガイドラインの構成は以下のとおりである。「第1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議)」では総合評価落札方式の適用範囲や落札方式等の基本的な考え方を示しており、「第2 総合評価に関する手引き」においては第1の大臣協議に基づき、総合評価落札方式を適用するにあたっての具体的な運用方法等を定めたものとなっている。第2で具体的運用方法等を説明するために、第1で記述した内容を再掲しているのはそのためである。

第1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議)

適用範囲

落札方式

総合評価の方法

その他

第2 総合評価に関する手引き

一般的事項

技術的要件

評価基準

評価

その他

- 3-1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議)
- (1)適用範囲

#### 第1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議)

適用範囲

以下の工事(設計施工一括発注を含む。)に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、 工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額(以 下「補償費等の支出額等」という。)並びに維持更新費を含めたライフサイクル コストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約 に関する事務を管理する大臣(以下「大臣」という。)が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初

期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を 必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に 比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

総合評価落札方式は一般的な価格だけによる価格競争型の落札方式とは対となる落札方式の1つであり、その総合評価落札方式の適用範囲は「適用範囲」で示されているとおり、総合評価の価格以外の項目(「第2 総合評価に関する手引き」・「評価基準」第10項を参照。)について価格との総合評価が可能な各公共工事発注機関発注工事である。

標準ガイドラインにおける総合評価落札方式は、価格以外の要素に係わる技術提案を受け付け、技術提案の適否を評価した後に技術提案と価格との総合的に評価する手続きとしており、入札時 VE 方式に限らず、技術提案を受け付ける設計施工一括発注方式等(DB 方式: Design & Build)においても総合評価落札方式の適用が可能とされている。

なお、標準ガイドラインでは「相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事」と記載されており、ここで言う「相当程度の差異が生ずる」工事とは、施工者(受注者)側から発注者が設定した標準設計以外の施工計画や施工方法等により、設計施工提案または施工提案等、技術提案されると想定される工事である。

国が実施する総合評価落札方式は、会計法第 29 条の 6 第 2 項に基づき予算決算及び会計例第 91 条第 2 項により、「各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより、価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる」ことから実施しているものである。ここで言う「各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるところにより」とは「個別協議または包括協議により」である。

また、「価格その他が国にとって最も有利なもの」とは「入札の提示する性能等に基づく工事の実施により、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、発注者又は事業主体者等の責務を果たすことができるもの」と考えられる。

例えば、国道を通行止めして行う工事において「入札価格と国道の通行止め時間」を総合的に評価するということは、「道路サービスの一時供給停止であり、道路管理者としては、通行止め時間を短時間に留め早期に供給を再開し、通行止めによる影響を最小限にするように努める責務があり、また国道通行止めにより、直接的には車両の走行便益や時間便益、間接的には物流に悪影響を与え、また周辺道路における走行影響を招くなどの環境への影響も想定されることから、通行止めによる影響を小さくすべきと思量される」ためであると言える。

具体的には、価格が上位であっても入札者の提示する性能等に基づく当該工事の実施により、工事サイト付近に居住する住民や道路等の施設の利用者、引いては国民に

対し、工事実施に伴う影響緩和や整備する構造物の機能の発揮によりさらに公益が生ずる工事が総合評価落札方式の対象工事であると考えられる。

どのような工事サイトにあっても何らかの社会特性、自然特性等があり、国民にメリットを与えられるようなサイト特性を踏まえた技術提案を行える可能性はあることから、想定されるメリットの内容及び程度を考慮して本方式の適用の可否を検討することが必要である。

# (2)落札方式

#### 落札方式

- 1 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
  - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札公示(これらに係る入札説明書又は 技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。)において明らかにし た性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち、必須とされた項 目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
  - (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計)を、予定価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値(以下「基準評価値」という。)を下回っていないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。
- 「 落札方式」では総合評価落札方式の落札方法として、「 総合評価の方法」 に示された各評価項目に対し価格との総合評価を行い、落札者を決定する上での基本 的考え方を示している。

具体的な落札方法の流れは以下のとおりである。なお、落札方法については、技術的要件等とともに入札説明書等(仕様書を含む)に明記し、これらを含め、総合評価落札方式適用の旨を入札公告等に明記する必要がある(「その他」参照)。

(a) 入札参加予定者から提出された技術提案の内容を審査した結果から、入札参加を認められた者は、入札時に入札価格とともに技術的要件に係わる提案を申し入れし、以下の要件(図 2-4、2-5及び、図 2-6~図 2-13の網掛け部を参照)を満たした入札者に対して発注者は総合評価を行う。

入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

- (入札価格が上限値以下(下限値がある場合はかつ下限値以上)であること) 技術的要件に係わる提案が「最低限の要求要件」を全て満たしていること。 または、「入札書説明書等に示された要求要件」を全て満たしていること。
  - (必須評価項目を評価する場合は「最低限の要求要件」に対する評価がなされ、 基礎点が付与されること。必須以外評価項目を評価する場合は「入札説明書 等に示された要求要件」に対する評価がなされ、標準点が付与されること。 これは「最低限の要求要件」または「入札説明書等に示された要求要件」のみ を満たせば良いのではなく、公共工事関連諸法令の規定や技術基準、発注者 が想定している標準的な工法等により示される内容を下回っていないこと を前提としている)

評価値が、基準評価値を下回っていないこと。

- (「 総合評価の方法」に示されている評価値を算出し、その評価値が基準 評価値以上であること)
- (b) 発注者は、総合評価した結果に基づき、評価値の最も高い者を落札者として 契約を行う。
- (c) なお、評価値の最も高い者が 2 者以上あるときは、当該者にくじを引かせて 落札者を定める。

# (3)総合評価の方法

#### 総合評価の方法

- 1 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
  - (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目と それ以外の項目とに区分する。
  - (2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。
  - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
  - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
  - (5) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目 としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。
- 2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目 の得点の合計を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合にお いては、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値をもって行う。

「 総合評価の方法」では、第1項に性能等の評価の方法、第2項に価格及び性 能等に係る総合評価の方法を示している。

# (a)性能等の評価の方法

価格以外の性能等の評価では、 基礎点(標準点)の付与、 評価項目の分類、 分類した評価項目の評価、の手順で実施する。

### 基礎点の付与

評価項目の評価の前に、提案された技術内容が発注者が示している標準案での 技術的要件を満たしているかを確認することが必要である。これは、公共工事関 連諸法令の規定や技術基準、発注者が想定している標準的な工法により示される 内容を満たしているかどうかを確認することであり、これには必須評価項目の「最 低限の要求要件」も含まれる。

評価項目に1つでも必須評価項目が含まれている場合(次の「標準点の付与」が適用されない場合)において、提案された技術内容が発注者が示している標準工法による内容を満たしていることを確認できれば基礎点を付与し、以降の総合評価を継続することとなる。具体的には、性能等を必須評価項目として評価する場合では、最低限の要求要件を含む発注者の示す標準案の状態を満たす場合に100点未満の点数を付与する。ただし、工事価格とその他コストのみを評価する場合においては、基礎点として100点を付与する。

#### 標準点の付与

「標準点」とは、全ての評価項目が必須以外評価項目である場合において、発注者が定める技術的要件のうち「入札説明書等に記載された要求要件」を満足した評価がなされた場合に、当該提案者に対して付与されるものであり、具体的には発注者の示す標準案の状態を満たす場合に 100 点を付与する。

#### 評価項目の設定

評価項目を以下の 2 つの評価項目に設定し、各評価項目について適切に各技術的要件を設定評価する必要がある。

## (ア)必須評価項目

総合評価管理費を計上する項目。貨幣換算を行う必要がある。

#### (イ)必須以外評価項目

総合評価管理費を計上しない項目。

評価項目を「必須評価項目」「必須以外評価項目」のいずれに設定するかは、工事 ごとに工事特性や周辺状況を勘案して発注者が個別に判断する必要がある。

なお、工事費等の入札価格とともに、ライフサイクルコストや補償費等の評価値の算出において入札価格に当該費用(以下、「その他コスト」と言う)を加算する場合には、の(5)に記述されているとおり、評価項目として得点を与えず、入札価格に当該費用を加算して評価値を算出することを原則とする。しかしながら、評価する費用の内容によっては入札価格に加算して評価をせず、上記の性能

等の評価のように得点を与えることも可能である。基本的には、その他コストの 算出条件や根拠及びコストの算出が明確であればそのまま入札価格に加算し、算 出根拠に仮定条件が含まれる等、算出条件によってはその他コストの算出結果が 確定できない場合には、その他コストを加算点評価する方が望ましいと考えられ る。ただし、コストでの評価内容と、加算点での評価内容が2重評価にならない よう慎重に取り扱わなければならない。

# 分類した評価項目の評価

基礎点(標準点)を付与された状態(発注者で設定した標準案の内容を満たす状態)以上の部分に対し評価(評価に応じて与えられる得点(以下「加算点」と言う。)を付与)する。評価は において分類した評価項目ごとに行い、複数の評価項目を評価することも可能である。この場合、各項目ごとの評価方法の設定、評価項目間の評価の重み付けについては、工事特性や周辺状況を勘案して発注者が個別に判断する必要がある。

# (b) 価格及び性能等に係る総合評価の方法

総合評価は、上記(a)の評価結果から以下のとおり各入札者の「評価値」を もって行うものとする。

評価値 = (基礎点または標準点 + 加算点) / 入札価格(入札工事価格 + その他コスト)

- = (基礎点または標準点 + [各必須評価項目の加算点の合計]
  - + [各必須以外評価項目の加算点の合計])
  - / 入札価格(入札工事価格 + [各必須以外評価項目のその他コストの合計費用])

#### 【評価値の算出例】

価格と性能等に係る必須評価項目のみの総合評価

評価値=(基礎点+加算点)/入札価格

= (基礎点 + 「各必須評価項目の加算点の合計 ])/入札価格

価格と性能等に係る全て必須以外評価項目のみの総合評価

評価値=(標準点+加算点)/入札価格

= (標準点 + [各必須以外評価項目の加算点の合計]) /入札価格

価格と性能等に係る必須評価項目と必須以外評価項目の総合評価

評価値 = (基礎点 + 加算点) / 入札価格

- = (基礎点 + 「各必須評価項目の加算点の合計 ]
  - + 「各必須以外評価項目の加算点の合計 ] ) / 入札価格

価格とその他コストに係る必須評価項目のみの総合評価

評価値 = 基礎点 /入札価格(入札工事価格+その他コスト)

= 基礎点 / (入札工事価格 + [各その他コストの合計費用])

価格とその他コストに係る必須以外評価項目のみの総合評価

評価値 = 標準点 / 入札価格(入札工事価格 + その他コスト)

= 標準点 / (入札工事価格 + [各その他コストの合計費用])

価格とその他コスト、性能等に係る必須評価項目がある場合の総合評価

評価値 = 基礎点 + 加算点 / 入札価格 (入札工事価格 + その他コスト)

= (基礎点 + [各必須評価項目の加算点の合計])

/ (入札工事価格 + [各その他コストの合計費用])

価格とその他コスト、性能等に係る全て必須以外評価項目のみの場合の総合 評価

評価値 = 標準点 + 加算点 / 入札価格 (入札工事価格 + その他コスト)

= (標準点 + [各必須評価項目の加算点の合計])

/ (入札工事価格 + [各その他コストの合計費用])

#### (4) その他

その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。

総合評価落札方式に限らず、公共工事の発注にあたっては「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表が義務づけられている。

# 3-2 総合評価の手引き

# (1)一般的事項

- 第2 総合評価に関する手引き
  - 一般的事項
- 1 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書等において明らかにするものとし、この旨入札公告等において明記するものとする。
- 2 公共工事発注機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類(以下「仕様書」という。)及び総合評価に関する書類(以下「総合評価基準」という。)において定める場合にあっては、入札説明書等の一部として、これらを入札参加希望者の要請に応じ速やかに交付する。

総合評価落札方式を適用する工事については、入札公告、入札説明書等に以下の標準的な事項を明記するとともに、入札参加希望者には速やかに入札説明書等を交付する。

#### 【入札公告及び入札公示に明記する標準的な事項】

総合評価落札方式の適用の旨 技術的要件(性能等の要求要件) 入札の評価に関する基準 入札の評価の方法

【入札説明書又は技術資料作成要領等(仕様書含む)に明記する標準的な 事項】

技術的要件(性能等の要求要件)

- ・最低限の要求要件(基礎点または標準点を与える要求要件)
- ・必須の要求要件(必須項目を評価しようとする場合)
- ・必須以外の要求要件(必須以外評価項目を評価しようとする場合) 入札の評価に関する基準(総合評価基準)
- ・評価項目
- ・得点配分(基礎点または標準点及び評価に応じて与えられる得点)
- ・その他評価に必要な事項

入札の評価の方法

(実施試験等を課す場合にはその実施内容・方法等) 技術資料の提出、ヒアリング実施の旨(必要に応じて) ペナルティ

・再度の施工義務の旨、または

・契約金額の減額、損害賠償等を行う旨

### 【契約書に明記する事項】

技術的要件(性能等の要求要件)

・落札者の提示した性能等

評価した性能等についての履行に係る部分は工事完成後においても 引き続き存続する旨

(性能等の内容を満たしていることを全て確認できない場合)

#### ペナルティ

- ・再度の施工義務の旨、または
- ・契約金額の減額、損害賠償等を行う旨

なお、これら国並びに地方公共団体における入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する 法律施行令(平成13年2月9日閣議決定)」に基づくものである。

> 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令 (平成13年2月9日閣議決定)

内閣は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成十二年法律第百二十七号)第二条第一項、第四条、第五条、第七条及び第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

#### (特殊法人等の範囲)

第1条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 首都高速道路公団、新東京国際空港公団、地域振興整備公団、都市基盤整備公団、日本 鉄道建設公団、日本道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、 緑資源公団、宇宙開発事業団、科学技術振興事業団、簡易保険福祉事業団、環境事業団、 国際協力事業団、労働福祉事業団、帝都高速度交通営団、関西国際空港株式会社、核燃料 サイクル開発機構、雇用・能力開発機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、日本芸 術文化振興会、日本原子力研究所、日本体育・学校健康センター、日本中央競馬会、年金 資金運用基金及び放送大学学園
- 二 空港周辺整備機構、自動車事故対策センター、通信・放送機構、日本下水道事業団、日本障害者雇用促進協会及び日本万国博覧会記念協会
- 三 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立少年自然の家、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立 青年の家、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人国立美術館

#### (国による発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 各省各庁の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立してい

ない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- 二 入札及び契約の方法
- 三 入札を行う時期 (随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- 2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。
- 一 官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法
- 3 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して 閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、各省各庁の長は、あらか じめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。
- 4 第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。
- 5 各省各庁の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない。

第3条 前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

#### (国による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第4条 各省各庁の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

一 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号。以下「予決令」という。)第 七十二条第一項に規定する一般競争に参加する者に必要な資格及び同条

#### 第三項に規定する当該資格を有する者の名簿

- 二 予決令第九十五条第一項に規定する指名競争に参加する者に必要な資格及び同条第二項において準用する予決令第七十二条第三項に規定する当該資格を有する者の名簿
- 三 予決令第九十六条第一項に規定する競争に参加する者を指名する場合の基準
- 四 予決令第八十五条(予決令第九十八条において準用する場合を含む。)に規定する契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準
- 2 各省各庁の長は、公共工事(国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格が二百五十万円を超えないものを除く。)の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。
- 一 予決令第七十三条の規定により一般競争に参加する者に必要な資格をさらに定め、その 資格を有する者により当該競争を行わせた場合における当該資格
- 二 一般競争入札を行った場合における当該競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらのうち当該競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- 三 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した 理由
- 四 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)

- 五 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- 六 予決令第八十六条第一項(予決令第九十八条において準用する場合を含む。)の規定により契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査した場合における当該調査から落札者の決定までの経緯
- 七 予決令第八十九条(予決令第九十八条において準用する場合を含む。)の規定により次順位者を落札者とした場合における入札から落札者の決定までの経緯
- 八 予決令第九十一条第二項(予決令第九十八条において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 九 次に掲げる契約の内容
  - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
  - ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
  - 二 契約金額
- 十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 各省各庁の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたとき
- は、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号口から二までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4 前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 5 第二条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
- 6 第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日(第 二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事

項については、契約を締結した日)の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。

#### (地方公共団体による発注の見通しに関する事項の公表)

第5条 地方公共団体の長は、毎年度、四月一日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算の成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)に係る次に掲げるものの見通しに関する事項を公表しなければならない。

- 一 公共工事の名称、場所、期間、種別及び概要
- 二 入札及び契約の方法
- 三 入札を行う時期 (随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
- 2 前項の規定による公表は、次のいずれかの方法で行わなければならない。
- 一 公報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 二 公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法
- 3 前項第二号の規定による公衆の閲覧は、閲覧所を設け、又はインターネットを利用して 閲覧に供する方法によらなければならない。この場合においては、地方公共団体の長は、あ らかじめ、当該閲覧に供する方法を告示しなければならない。
- 4 第二項第二号に掲げる方法で公表した場合においては、当該年度の三月三十一日まで掲示し、又は閲覧に供しなければならない。
- 5 地方公共団体の長は、少なくとも毎年度一回、十月一日を目途として、第一項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表しなければならない

第6条 前条第二項から第四項までの規定は、変更後の発注の見通しに関する事項の公表の方法について準用する。

#### (地方公共団体による入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第7条 地方公共団体の長は、次に掲げる事項を定め、又は作成したときは、遅滞なく、当該事項を公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 一 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。)第百六十七 条の五第一項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者 の名簿
- 二 自治令第百六十七条の十一第二項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格 及び当該資格を有する者の名簿
- 三 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準
- 2 地方公共団体の長は、公共工事(予定価格が二百五十万円を超えないもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって当該地方公共団体の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、当該公共工事ごとに、遅滞なく、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、第一号から第八号までに掲げる事項にあっては、契約の締結前に公表することを妨げない。
- 一 自治令第百六十七条の五の二の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を 更に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせた場合における当該資格
- 二 一般競争入札を行った場合における当該入札に参加しようとした者の商号又は名称並びにこれらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由
- 三 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した 理由
- 四 入札者の商号又は名称及び入札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- 五 落札者の商号又は名称及び落札金額(随意契約を行った場合を除く。)
- 六 自治令第百六十七条の十第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 七 自治令第百六十七条の十第二項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称
- 八 自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)又は自治令第百六十七条の十三において準用する自治令第百六十七条の十の二第一項若しくは第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札(以下「総合評価指名競争入札」という。)を行った場合における次に掲げる事項
  - イ 当該総合評価一般競争入札又は当該総合評価指名競争入札を行った理由
  - 口 自治令第百六十七条の十の二第三項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)に規定する落札者決定基準
  - 八 自治令第百六十七条の十の二第一項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とし

#### た理由

- 二 自治令第百六十七条の十の二第二項(自治令第百六十七条の十三において準用する場合を含む。)の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由
- 九 次に掲げる契約の内容
  - イ 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - ロ 公共工事の名称、場所、種別及び概要
  - ハ 工事着手の時期及び工事完成の時期
  - 二 契約金額
- 十 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由
- 3 地方公共団体の長は、前項の公共工事について契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第九号口から二までに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。
- 4 前三項の規定による公表は、公衆の見やすい場所に掲示し、又は公衆の閲覧に供する方法で行わなければならない。
- 5 第五条第三項の規定は、前項の規定による公衆の閲覧について準用する。
- 6 第二項又は第三項の規定により公表した事項については、少なくとも、公表した日(第 二項第一号から第八号までに掲げる事項のうち契約の締結前に公表した事 項については、契約を締結した日)の翌日から起算して一年間が経過する日まで掲示し、又 は閲覧に供しなければならない。

#### 附 則

この政令は、法の施行の日(平成十三年二月十六日)から施行する。ただし、第二条から第七条までの規定は、平成十三年四月一日から施行する。

#### (2)技術的要件

# 技術的要件

- 1 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明 書等(仕様書を含む。)において明らかにするものとする。
- 2 技術的要件は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 必須の要求要件については、公共工事発注機関が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- 4 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5 技術的要件は、定量的に表示し得るもの(性能等を数値化できるもの)は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

技術的要件は、総合評価における性能等の評価項目(「 評価基準」第10項参照)として、各工事に対して工事特性(技術的な特性や社会的特性等の工事難易度等)に応じてそれぞれ必須評価項目、さらに必須以外評価項目を設定する。

また、各評価項目については入札説明書等において可能な限り詳細かつ具体的に明示することが重要である。なお、明示するにあたっては定性的な評価項目については必ずしも数値化して示す必要はないが、公平かつ透明性のある競争を行うため、その内容をできるだけ詳細かつ具体的に示すことが求められている。

#### (3)評価基準

#### 評価基準

- 1 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分(基礎点及び評価に応じて与えられる得点(以下「加算点」という。))、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等(総合評価基準を含む。)において明らかにするものとする。
- 2 評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない ものは評価しないものとする。
- 4 必須の評価項目であっても、工事における必要度・重要度に照らし、最低限の要求要件を満たしていれば十分であり、当該要求要件を超えていても評価する必要がないものは、加算点の対象にしないものとする。
- 5 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲(上限値等)を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
- 6 必須とする評価項目及びそれ以外の評価項目の各評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(基礎点を含む。)の関係を明らかにするものとする。
- 7 基礎点合計と加算点合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- 8 基準評価値は、予定価格の算出の前提となる状態(予定価格を算出する際に設定する諸条件を満たす状態)で想定される得点を、予定価格で除した数値であり、補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。
- 9 予定価格は、当該工事において目標とする技術的要件(必須とする評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態。以下「目標状態」という。)を前提として算出することとし、その算出に当たっては、目標状態の工事価格を算出する方法、あるいは必須とする評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する工事価格に、目標状態までに必要な価格を加算する方法等が考えられ、各公共工事発注機関が工

事ごとに設定するものとする。

- 10 評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。 なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該工事に係る 契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、 評価項目の対象としないものとする。
  - (1) 総合的なコストに関する事項

ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。 その他

補償費等の支出額等を評価する。

(2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

性能・機能

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を 評価する。

(3) 社会的要請に関する事項

環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を国の利害の観点から評価する。

交通の確保

交通への影響(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等)を国の利害の観点から評価する。

特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

「 評価基準」では、総合評価落札方式に係る入札の評価に関する基準として、 評価項目、得点配分(評価項目間の得点配分、基礎点及び加算点の配分)、その他の 評価に必要な事項である基準評価値、予定価格等についての留意事項等を示している。

### (a)評価項目と得点配分

評価項目の設定は、第 10 項「(1)総合的なコストに関する事項」、「(2)工事目的物の性能、機能に関する事項」または「(3)社会的要請に関する事項」項目ごとに例示されている観点から当該工事の特性に適切な評価項目を設定し、その評価項目が当該工事に係る契約においてその内容が担保できるものに限られる。ここで、評価内容の担保に関しては「その他」・「2評価内容の担保」(P.46)に規定しているので参照すること。

また、第 10 項の規定のうち、「(1)総合的なコストに関する事項」、「(2)工事目的物の性能、機能に関する事項」または「(3)社会的要請に関する事項」の事項については変更できないが、各事項において示されている評価項目はあくまでも例示であり、示されていないその他評価項目についても本標準ガイドラインに準じて実施することができる。

設定された評価項目については、当該工事における必要度・重要度に応じ、本標準ガイドラインの「1 各省各庁の長の定め」-「総合評価の方法」のとおり「必須とする項目」(必須評価項目)と「それ以外の項目」(必須以外評価項目)に区分し、評価項目間の得点配分(評価項目間の重み付け)を設定し、また評価項目ごとの加算点配分の設定を行う必要がある。得点配分の考え方については以下のとおりである。

### 基礎点の付与

評価項目の評価の前に、提案された技術内容が発注者が示している標準案での 技術的要件を満たしているかを確認することが必要である。これは、公共工事関 連諸法令の規定や技術基準、発注者が想定している標準的な工法により示される 内容を満たしているかどうかを確認することであり、これには必須評価項目の「最 低限の要求要件」も含まれる。

評価項目に1つでも必須評価項目が含まれている場合(次の「 標準点の付与」が適用されない場合)において、提案された技術内容が発注者が示している標準工法による内容を満たしていることを確認できれば基礎点を付与し、以降の総合評価を継続することとなる。具体的には、性能等を必須評価項目として評価する場合では、最低限の要求要件を含む発注者の示す標準案の状態を満たす場合に100点未満の点数を付与する。ただし、工事価格とその他コストのみを評価する場合においては、基礎点として100点を付与する。

#### 標準点の付与

「標準点」とは、全ての評価項目が必須以外評価項目である場合において、発注者が定める技術的要件のうち「入札説明書等に記載された要求要件」を満足した評価がなされた場合に、当該提案者に対して付与されるものであり、具体的には発注者の示す標準案の状態を満たす場合に 100 点を付与する。

### 評価項目の分類及び評価

評価項目の分類は、基礎点または標準点を付与された状態(発注者で設定した標準案の内容を満たす状態)以上の部分に対し評価(評価に応じて与えられる得点(以下「加算点」と言う。)を付与)する必要がある項目のみ対象とし分類する。 具体的には以下の2つの評価項目に分類し、各評価項目について適切に各技術的要件を設定し評価する必要がある。

#### (7)必須評価項目

総合評価管理費を計上する項目。貨幣換算を行う必要がある。

### (イ)必須以外評価項目

総合評価管理費を計上しない項目。

評価項目を「必須評価項目」「必須以外評価項目」のいずれに設定するかは、工事 ごとに工事特性や周辺状況を勘案して発注者が個別に判断する必要がある。

#### 必須評価項目

この場合は、基礎点以上の部分の評価に応じ総合評価管理費を計上する場合であり、評価に対する加算点に応じ提案された状態を達成するのに必要な経費を工事費として見込む場合である。

配点としては、基礎点と必須評価項目に係わる加算点の満点の合計が 100 点となるようにし、評価に応じた加算点を基礎点に加えた合計点が評価点となる。

なお、基礎点と必須評価項目に係わる加算点の満点の配点は、標準案(最低限の要求要件を満たす状態)の価格と、目標とする状態(加算点の満点の状態)における価格との差異に応じて設定することを基本とする。例えば、標準案の価格:目標状態の価格と予定価格との差異 = 4億円:1億円の場合、基礎点:必須評価項目に係わる加算点 = 80点:20点となる。

### 必須以外評価項目

必須評価項目と合わせて評価する場合には、基礎点と必須評価項目に係わる加算点の満点の合計点 = 100点以上の部分の評価を行う場合であり、評価に対する加算点に応じ総合評価管理費を計上せず、評価に対し加算点評価のみ行う場合である。具体的には、基礎点 + [各必須評価項目の加算点の合計] + [各必須以外評価項目の加算点の合計] とする。

必須以外評価項目のみを評価する場合は、配点としては、基礎点にかわり標準点 = 100点とし、評価に応じ標準点に必須以外評価項目に係わる加算点を加えた合計点が評価点となる。

### (b)全ての評価項目が必須以外評価項目である場合の性能等の評価方法

総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に 資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、 当面の運用試行案が通達により示された。(巻末10 参考:「工事に関する入札 に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第12号,国官技 第58号,国営計第33号,平成14年6月13日)参照)

この場合の対象工事は、第 1 の 1 の (1)において設定する全ての評価項目が必須以外の評価項目である工事であり、性能等の評価手法については、標準ガイドラインの主旨を踏まえつつ、当面、直接配点割合を標準的には標準点を 100 点、加算点を 10 点とし、工事の内容等に応じて加減することとしている。また、当該工事の内容に応じ、前述(a)による評価方法を用いて評価することも可能である。

評価項目の加算点の評価方式は、性能等を数値化できるものについては下記 によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下 記 又は のいずれか適切なものによることとしている。また、評価項目が複数 ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、標準的には加 算点が 10 点となるよう各評価項目毎の加算点を定めることとしている。ただし、

の6において、入札説明書等に、各評価項目毎に、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(標準点を含む)の関係を明らかにすることとされているので、定性的であっても評価方法を明示することが必要であることに留意することが必要である。

また、この方法はあくまでも当面、標準的に用いるものであり、実施事例結果は、国土技術政策総合研究所において収集、評価し、必要に応じて標準的な配点割合を見直すこととなっているので、実施後の評価ができるように必要なデータをあらかじめ収集しておくことも必要である。

#### 数值方式

この方式は、評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式であり、標準的には、提示された最高の性能等の数値に 10 点を、最低限の要求要件を満たす性能などの数値に 0 点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する。

### 判定方式

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優/良/可で評価、 判定する方式であり、標準的には、それぞれに10/5/0点を付与する。

#### 順位方式

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式であり、標準的には、入札参加者の最上位者に10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与する。

### (c)基準評価値

総合評価落札方式では第8項に示す「基準評価値」を設け、各入札者の「評価値」が、この基準評価値を下回ってはならないことを基本としている。基準評価値の設定は以下のとおりとする。

必須評価項目を評価する場合

必須評価項目のみの場合、必須評価項目と必須以外評価項目との評価する場合 に関わらず、

基準評価値 = (基礎点 + [各必須評価項目の加算点の満点の合計] / (予定 価格 + 「必須以外評価項目の各その他コストの合計費用])

= 100 点 / (予定価格 + [必須以外評価項目の各その他コストの合計費用])

必須以外評価項目のみを評価する場合

|基準評価値 = 標準点/(予定価格+[各その他コストの合計費用])

= 100点/(予定価格+[各その他コストの合計費用])

### (d) 予定価格

総合評価落札方式における予定価格は、価格競争における標準案の状態にある価格とは異なり、第9項に示すとおり、発注者が想定している100点の状態を達成するのに必要なコストが相当し、つまり、

予定価格 = 100 点の状態のコスト

として算定され、具体的には

• 必須評価項目を評価する場合

予定価格 = 100 点の状態を達成するのに必要なコスト

- = 目標状態を達成するのに必要なコスト
- = 基礎点 + 加算点の満点の状態を達成するのに必要なコスト
- 必須以外評価項目のみを評価する場合

予定価格 = 100 点の状態のコスト

= 標準点を与える状態のコスト

となり、それぞれにおいて予定価格の算定方法が異なる。

工事価格と性能等のみを評価する場合

(ア)必須評価項目を評価する場合(図 3-1参照)

100点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態から目標状態 を達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または = 目標状態での工事価格

で算定される。ここで「総合評価管理費」とは「基礎点の状態から目標状態を達成するのに必要なコスト」のことを言う(以下同じ)。

総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて、想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当する費用を計上する場合がある。

(イ) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図 3-2参照)

100 点の状態 = 標準点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。

工事価格とその他コストのみを評価する場合

(7)必須評価項目を評価する場合(図 3-3参照)

100点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点が付与される状態のコストから目標状態を達成するのに相当するコスト

### = 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

で算定される。総合評価管理費は補償費等のその他コストを計上する。

(イ) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図 3-4参照)

100点の状態=標準点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コスト を評価する場合においては、このコストは総合評価するために用い、予定価格に は含まない。

工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合

- この場合は前述の 及び を組み合わせた場合である。
- (ア) 必須評価項目を評価する場合(図 3-5 ~ 図 3-7 参照)

#### この場合には

- ・性能等の評価項目が必須評価項目、その他コストが必須評価項目
- ・性能等の評価項目が必須評価項目、その他コストが必須以外評価項目
- ・性能等の評価項目が必須以外評価項目、その他コストが必須評価項目 の場合があり、いずれも

100点の状態 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合で、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態から目標状態 を達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または = 目標状態での工事価格 + その他コストに係る総合評価管理費で算定される。総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて、性能等を必須評価項目として評価し想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当する費用を計上する場合、補償費等のその他コストを計上する場合がある。

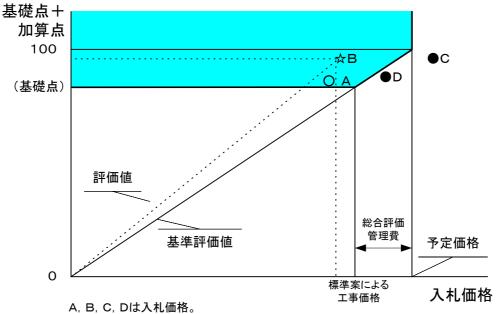
(イ) 必須以外評価項目のみを評価する場合(図 3-8 参照)

100点の状態 = 標準点を与える場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

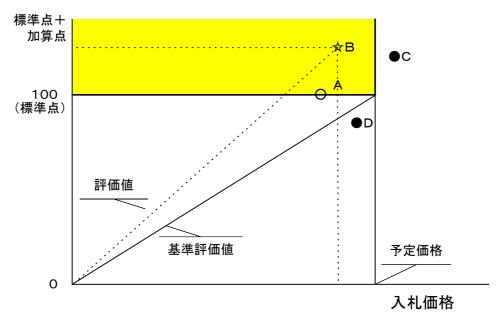
で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コスト を評価する場合においては、このコストは総合評価するために用い、予定価格に は含まない。



Cは予定価格を超過。 Dは基準評価値を下回る。 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

図 3-1 工事価格と性能のみを評価する場合

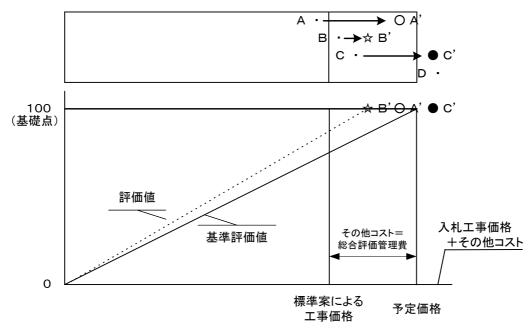
(必須評価項目を評価する場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



A, B, C, Dは入札価格。 Cは予定価格を超過。 Dは標準点の状態を満たしていない。 Aは基準評価値を上回るが、評価値がBを下回る。よって、Bが落札者となる。

図 3-2 工事価格と性能のみを評価する場合

(必須以外評価項目のみを評価する場合 100点=標準点)

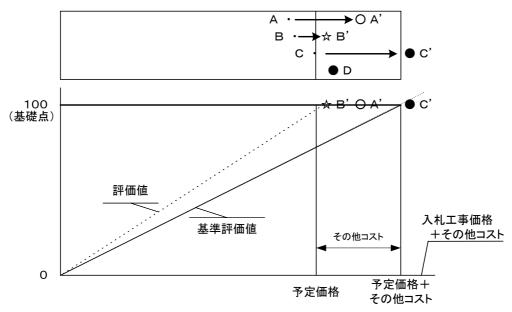


A, B, C, Dは入札工事価格。

A', B', C'は入札工事価格(図では ・ で表示)に総合評価管理費としてその他コストをを加算した価格。 C'は、入札工事価格+総合評価管理費が予定価格を超過。 Dは、入札工事価格が予定価格を超過。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

### 図 3-3 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合

(必須評価項目を評価する場合 目標状態 = 100 点 = 基礎点)



A, B, C, Dは入札工事価格。

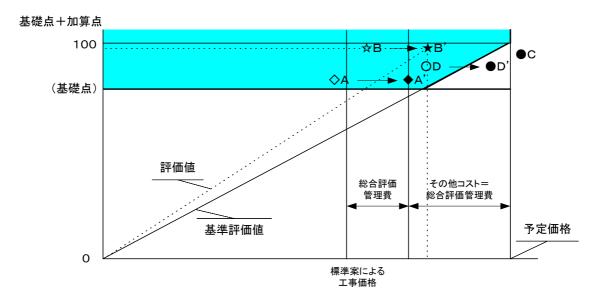
A', B', C'は入札工事価格(図では ・ で表示)にその他コストを加算した価格。 Dは、入札工事価格が予定価格を超過。

C'は、予定価格+その他コストが基準評価値を下回る。

A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

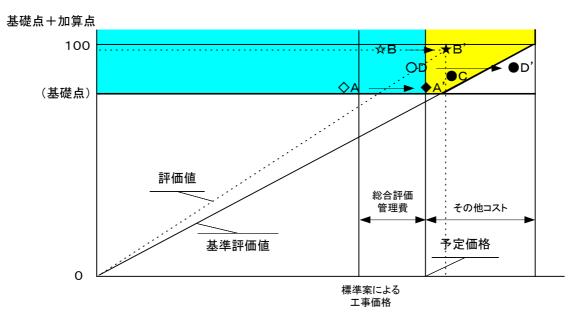
### 図 3-4 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合

(必須以外評価項目のみを評価する場合 100点=標準点)



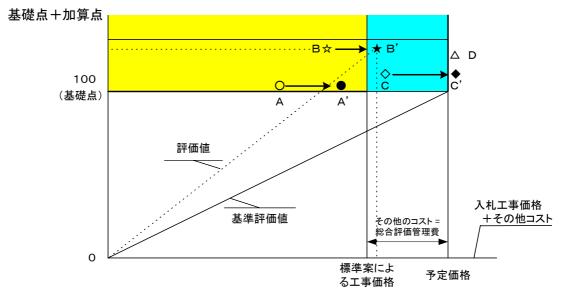
A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', D'は入札工事価格+総合評価管理費(その他コスト)。 Cは入札工事価格が予定価格を超過。 D'は基準評価値を下回る。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 3-5 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等、その他コスト共に必須評価項目の場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



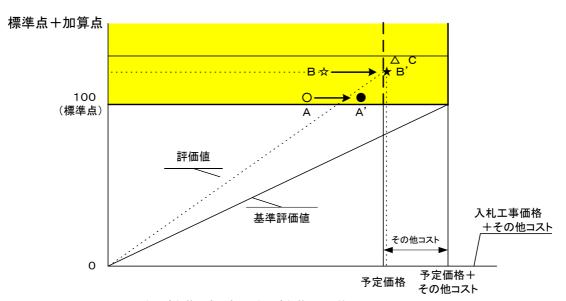
A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', D'は入札工事価格+その他コスト。 Cは入札工事価格が予定価格を超過。 D'は基準評価値を下回る。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 3-6 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等が必須評価項目、その他コストが必須以外評価項目の場合 目標状態 = 100 点 > 基礎点)



A, B, C, Dは入札工事価格、A', B', C'は入札工事価格+総合評価管理費(その他コスト)。 C'は、入札工事価格+総合評価管理費が予定価格を超過。Dは予定価格を超過。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 3-7 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等を必須以外評価項目、その他コストを必須評価項目として評価する場合 目標状態 = 100 点 = 基礎点)



A, B, C, は入札工事価格、A', B'は入札工事価格+その他コスト。 Cは予定価格を超過。 A'は基準評価値を上回るが、評価値がB'を下回る。よって、B'が落札者となる。

図 3-8 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 (性能等、その他コストとも必須以外評価項目のみとして評価する場合 100点=標準点)

### (4)評価

### 評価

- 1 入札の評価は、入札説明書等(仕様書及び総合評価基準を含む。)に基づいて 行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。
- 2 性能等の評価は、当該公共工事発注機関による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いないものとする。 必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明らかにするものとする。
- 3 必須の評価項目については、入札説明書等(仕様書を含む。)で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書等(総合評価基準を含む。)に基づき基礎点及び加算点を与える。
- 4 必須以外の評価項目については、入札説明書等(仕様書を含む。)に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等(総合評価基準を含む)に基づき、加算点を与える。
- 5 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- 6 入札者の提示する性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

入札の評価に関しては、入札説明書等に明示した性能等の評価項目と評価基準等に基づいて評価を実施するものとし、公正、公平な審査を通じて適切に行うことが重要である。

### (a)技術審査等の実施

総合評価落札方式の場合、対象とする評価項目に応じて、入札前に入札参加予 定企業から施工計画、施工方法、試験結果等の技術資料等の提出を求め、技術的 に提案内容の施工(または設計・施工)等が可能か審査し、また必要に応じて提 案者にヒアリング等を実施する必要がある。

国土交通省において総合評価落札方式を適用する場合、基本的には入札時 VE 方式に基づいて実施しており、入札前に技術資料等の提案を求め、技術審査を行い、基礎点または標準点を与えられた企業だけに入札参加資格を認めている。なお、入札時 VE 方式に基づいて実施しているため、発注者が示す標準案により入札参加を望む企業の入札参加も認めている。

### (b)評価の実施

総合評価落札方式において評価を実施する場合、入札説明書等に明示した評価 基準に基づき、必須評価項目、さらに必須以外評価項目について、入札書に記載 された各入札者の提案内容に応じて基礎点または標準点及び加算点を与え評価し、 入札書に記載された入札価格を含めた総合評価を行い、応札者の「評価値」を算 定する。

### (5) その他

#### その他

- 1 落札結果等の記録及び情報提供
  - (1) 総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後になるべく早期に公表する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。
  - (2) 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、落札の相対的な利点に関する情報(当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点)を提供する。
- 2 評価内容の担保
  - (1) 落札者の提示した性能等については、全て契約書にその内容を記載すること とし、その履行を確保するものとする。
  - (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

- (3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、 契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契 約書に記載するものとする。再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び 契約書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。
- 3 不落となった場合の取扱い

再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においても、第1・ ・1に示す考え方に従い契約を行うものとする。

### (a) 落札結果等の記録及び情報提供

評価の公正さを確保するため、総合評価の基準、最小限満たすべき機能等の評

価方法は予め入札説明書において明らかにするとともに、価格競争でなく総合評価落札方式を採用した理由及び結果の公表、非落札者から求められた場合の対応等の説明を行えるようにしておく必要がある。

### (b)評価内容の担保

落札者の提案内容(性能等)については、その履行を確保し評価内容を担保するためにも契約書等への提案内容の記載、監督・検査における履行の確認等が必要である。

また提案内容の不履行等が認められた場合に再度の施工を求めるとともに、評価項目に応じて再度の施工が困難な際にはペナルティ要件として契約金額の減額や損害賠償等を行う旨を入札説明書等に明示し、契約書に記載するものとする。

### 4 総合評価落札方式の試行状況

### (1) 平成 12 年度までの試行実績

国土交通省では、平成 11 年度より公共土木及び営繕工事において総合評価落札方式の試行がなされてきている。平成 11 年度は 2 件の工事(今井 1 号橋撤去工事、五十里ダム施設改良本体工事;いずれも関東地建)において実施された。また、平成 11 年 3 月 27 日に大蔵大臣(現在の財務大臣)との包括協議が整ったことから、平成 12 年度はこの包括協議に基づく総合評価落札方式による工事を 6 件実施している。 (表 4-1 参照)

### (2) 平成 13 年度の試行状況

国土交通省における平成 13 年度発注の総合評価落札方式は、各地方整備局等で 1 件以上、計 35 件の工事において実施されている。(表 4-2 参照)

公共土木工事における総合評価の内容としては、平成 12 年度までに試行されたパターンである道路舗装修繕工事における路面との騒音値低減、通行規制短縮による交通の確保が多く実施されており、平成 13 年度には新たな試行されたパターンとして以下の取り組みがなされている。

- ライフサイクルコストに係わる評価項目による総合評価 (営繕工事では H12 年度に既に実施済み)
- 施工箇所の制約に係わる評価項目による総合評価
- 施工期間の短縮に係わる評価項目による総合評価
- 複数の評価項目による総合評価、等

特に、平成 12 年度までに試行実績では総合評価管理費を用いた必須評価項目による総合評価がほとんどであったのに対し、平成 13 年度は必須以外評価項目による総合評価、さらに必須評価項目と必須以外評価項目を組み合せた総合評価が新たな試行パターンとして取り組まれてきている。

表 4-1 平成 11~12年 度総合評価落札方式発注案件一覧

番号	整備局	発注方式	工 事	各工事の特徴	評価項目	工事区分	工期
-1	関東	公募型	今井 1 号橋撤去工事	保土ヶ谷バイパスを跨ぐ今井 1 号橋を撤去 及び新設橋のフーチングを整備する工事 で、通行止め時間の短縮と工事価格との総 合評価。	工事に伴う通行止 め時間の短縮時間 数	道路工事 (鋼橋上部)	1999/6/23 ~ 2000/3/6
-2	関東	一般競争	五十里ダム施設改良本体工事	既存ダム本体を削孔し放流設備を設置する 工事で、施工にあたり貯水位の低下が必要 となるため、工期短縮(減電補償額の低減) と工事価格との総合評価。	補償費の低減額 (水位低下期間の 短縮週数)	ダム工事 (一般土木)	1999/10/14 ~ 2003/3/31
-1	関東	一般競争	平井七丁目高規格堤防(H12)工 事	荒川平井七丁目地先のスーパ堤防工事。住 宅街であるため、工事に伴う騒音の低減と 工事価格との総合評価。	工事に伴う騒音の 低減	河川工事 (一般土木)	2001/1/19 ~ 2003/3/31
-2	関東	分任官 公募	村上舗装修繕工事	現道上の排水性舗装による舗装修繕工事。 騒音値の低減と工事価格との総合評価。	舗装の自動車騒音 値の低減値	道路工事 (AS舗装)	2001/3/28 ~ 2001/10/13
-3	中部	一般競争	美和ダム再開発分派堰工事	洪水バイパストンネルに洪水を分派させる 堰工事で、施工にあたり貯水位の低下が必 要となるため、工期短縮(減電補償額の低 減)と工事価格との総合評価。	補償費の低減額 (水位低下期間の 短縮週数)	ダム工事 (一般土木)	2001/3/17 ~ 2005/3/15
-4	中国	分任官 公募	国道2号皆実舗装修繕工事	現道上の排水性舗装による舗装修繕工事。 騒音値の低減と工事価格との総合評価。	舗装の自動車騒音 値の低減値	道路工事 (AS舗装)	2001/3/24 ~ 2001/7/31
-5	九州	公募型	箱崎地区舗装修繕工事	現道上の排水性舗装による舗装修繕工事。 騒音値の低減と工事価格との総合評価。	舗装の自動車騒音 値の低減値	道路工事 (AS舗装)	2001/3/22 ~ 2001/11/20
-6	営繕	公募型	産学官連携研究棟(仮称)電気設工業技術院筑波研究支援総合事務所スーパークリーンルーム備(受変電)工事	新設研究施設への電源供給のための特高受変電設備工事。特高受変電機器のライフサイクルコスト及び地球環境負荷低減と工事価格との総合評価。	特高用変圧器の性 能及び温暖化係数 の大きい絶縁ガス (SF6)の使用 量	営繕工事 (受変電設備)	2001/3/6 ~ 2002/1/31

網かけ部は「5 総合評価落札方式の事例」に、事例を示しているもの

## 表 4-2 平成 13 年度 総合評価落札方式の発注案件一覧 (1/3)

番号	整備局	発注方式	工事	各工事の特徴	評価項目	工事区分	工期
-1	北海道	公募型	沙流川右岸平取町紫雲古津地先 災害復旧工事	護岸災害復旧工事。魚類等生息環境の維持 の観点から水中施工期間短縮と工事価格と の総合評価。	水中部施工工期短 縮日数	河川工事 (災害復旧)	2002/3/23 ~ 2002/11/26
-2	東北	分任官 公募	雨沼橋上部工工事	国立公園区域内の橋梁上部工工事。中央径間における支保工支柱の純間隔確保量と工事価格との総合評価。	環境の維持(支保 工支柱純間隔確保 量)	道路工事(PC)	2002/2/19 ~ 2003/1/15
-3	東北	分任官 公募	摺上川ダム洪水吐ゲート設備新 設工事	ダム洪水吐ゲートの設置工事。ゲート開閉 装置のライフサイクルコストと工事価格と の総合評価。	ライフサイクルコ スト(開閉速度・ 開閉装置設置数)	ダム工事 (機械設備)	2002/3/23 ~ ~ 2003/2/28
-4	東北	公募型	長井ダム県道付替第11号橋上 部工工事	ダム建設に伴なう付替道路の橋梁上部工工事。施工環境・安全対策の面から施工期間と工事価格との総合評価。	安全対策(施工期 間の短縮週数)	ダム <u>工事</u> ( P C )	2002/3/23 ~ 2004/11/30
-5	東北	公募型	折渡護岸工事	災害復旧工事(護岸工事)。安全対策の面 から平均低水位以下の施工期間と工事価格 との総合評価。	安全対策(施工期 間の短縮週数)	河川工事 (一般土木)	2002/3/27 ~ 2003/3/20
-6	関東	一般競争	川口高規格堤防(H13)工事	川口地区高規格堤防の学校工区における地盤改良工及び擁壁工工事。深層混合処理工の施工期間の短縮と工事価格との総合評価。	施工期間の短縮日 数	河川工事 (一般土木)	2002/3/14 ~ 2003/3/31
-7	関東	一般競争	   川口高規格堤防(H13-3)工事 	同上	同上	河川工事 (一般土木)	2002/3/14 ~ 2003/3/31
-8	関東	一般競争	環状2号線上部(その1)工事	一般国道 357 号線と首都高速湾岸線を跨ぐ 鋼橋上部工工事。通行止め時間の短縮と工 事価格との総合評価。	工事に伴う通行止 め時間の短縮時間 数	道路工事 (一般土木)	2002/3/14 ~ 2003/3/31
-9	関東	公募型	長沼町舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/14 ~ 2003/3/31
-10	関東	公募型	東五反田4丁目舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。施工期間の短縮 日数と工事価格を総合評価。	施工期間の短縮日 数	道路工事 (AS舗装)	2002/3/14 ~ 2003/3/31
-11	関東	公募型	小伝馬町舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/19 ~ 2002/11/3
-12	関東	公募型	八潮3丁目舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/20 ~ 2002/12/4

		ı	1				
-13	関東	公募型	末木舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/23 ~ 2002/9/28
-14	関東	公募型	上田管内舗装修繕その1工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/23 ~ 2002/9/23
-15	関東	公募型	長浦町舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/19 ~ 2002/9/14
-16	関東	公募型	国母舗装修繕その2工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/30 ~ 2002/8/16
-17	関東	公募型	上三川舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/28 ~ 2003/1/11
-18	関東	公募型	氏家舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/26 ~ 2002/9/1
-19	関東	公募型	6号神岡舗装修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/26 ~ 2002/9/21
-20	関東	公募型	広沢(2)舗装工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/26 ~ 2002/9/21
-21	関東	公募型	16号相模原市相模大野舗装修 繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/26 ~ 2002/9/21
-22	北陸	一般競争	横川ダム第二丸山トンネル工事	ダム建設に伴なう付替道路のトンネル工事。トンネル掘削の施工期間の短縮と工事価格との総合評価。	施工期間の短縮週 数	ダム工事 (一般土木)	2002/3/23 ~ 2003/11/25
-23	北陸	分任官 公募	中曽根舗装修繕工事	一般国道 7 号における排水性舗装による舗 装修繕工事。騒音値の低減と工事価格との 総合評価。	路面との騒音の低減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/5 ~ 2002/10/31
-24	北陸	公募型	新早月大橋上部その2工事	国道バイパスにおける鋼橋上部の製作及び 架設工事。治水面及び工事の安全確保の面 から施工期間の短縮と工事価格との総合評 価。	施工期間の短縮日 数	道路工事 (鋼橋上部)	2002/3/5 ~ 2003/3/31
-25	北陸	分任官 公募	間脇他舗装修繕工事	一般国道 8 号における排水性舗装による舗装修繕工事。騒音値の低減と工事価格との総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/21 ~ 2002/10/31

-26	北陸	分任官 公募	蓮潟舗装修繕工事	一般国道 8 号における排水性舗装による舗 装修繕工事。騒音値の低減と工事価格との 総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/19 ~ 2002/10/31
-27	北陸	公募型	南条護岸災害復旧工事	護岸災害復旧工事。護岸工の施工に要する 工事作業水平面積と工事価格との総合評 価。	仮締め切り面積の 低減値	河川工事 (災害復旧)	2002/3/27 ~ 2003/3/28
-28	中部	一般競争	平成13年度 静清共同溝静岡東地区工事	一般国道1号における共同溝工事。開削部分のシールド工施工による交通規制削減、 騒音振動や工事フェンス等の削減による環境の維持、インフラ移設等の削減と工事価格との総合評価。	交通規制削減日 数、非開削区間の 延長短縮値	共同溝工事	2002/3/20 ~ 2004/3/15
-29	近畿	分任官 公募	24号大和郡山·天理地区舗装修 繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2002/3/16 ~ 2003/1/9
-30	近畿	分任官 公募	175号小橋補強・補修工事	補強・補修工事に伴う交通規制の削減日数と工事価格を総合評価	片側交通規制の削 減日数	道路工事 (維持管理)	2002/3/27 ~ 2003/1/30
-31	中国	分任官 公募	国道2号和木修繕工事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格との総合評価。	工事に伴う騒音の 低減	道路工事 (AS舗装)	2001/10/27 ~ 2002/8/31
-32	中国	公募型	八橋函渠工事	現道切回での函渠補修工事。現場作業の短縮と工事価格を総合評価	現道工事における 作業日数	道路工事 (一般土木)	2002/3/8 ~ 2003/2/20
-33	中国	分任官 公募	国道9号白石舗装修繕その2エ事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	工事に伴う騒音の低減	道路工事 (AS舗装)	2002/3/15 ~ 2002/12/31
-34	四国	公募型	平成13年度知寄町舗装修繕工 事	現道上の排水性舗装工事。騒音値の低減と 工事価格を総合評価。	路面との騒音の低 減値	道路工事 (AS舗装)	2001/12/28 ~ 2002/7/31
-35	九州	公募型	佐山トンネル外2件改修工事	トンネル補修工事。工期の短縮日数と工事 価格を総合評価。(異工種建設工事共同企 業体)	工期の短縮日数	道路工事 (一般土木、C 〇舗装)	2002/3/16 ~ 2002/10/31

網かけ部は「5 総合評価落札方式の事例」に、事例を示しているもの

### 5 総合評価落札方式の試行事例

本章に示す事例は、平成 14 年 6 月 13 日付けの通達(「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第 12 号,国官技第 58 号,国営計第 33 号))が通知される以前に施工された工事である。しかしながら、今後の業務の参考としてより理解してもらうため、ここで示す必須以外評価項目のみ評価した事例(5-1、5-5、5-6、5-8)については、当該通達による用語の定義にあわせて修正表現(基礎点 標準点、最低限の要求要件 入札説明書等に記載された要求要件等)してあることをお断りしておく。

5-1 「ライフサイクルコスト」等の事例:工業技術院筑波研究支援総合事務所 ス-パークリーンルーム産学官連携研究棟(仮称)電気設備(受変電)工事

当該工事は、工業技術院筑波研究支援総合事務所の研究棟における電気設備(受変電設備)として、特別高圧 66 kV で受電し、高圧 6.6 kV に変圧し、各建物に電源を供給する電気設備を施工する工事である。(官庁営繕部)

予定工期:契約の翌日(平成13年3月6日)~平成14年1月31日

### (1)適用の背景

特別高圧受変電設備のライフサイクルコストの低減及び地球環境負荷低減(CO<sub>2</sub>削減)対策の観点から、総合評価落札方式を適用することにより、特別高圧変圧器の効率及び六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の使用量に係る技術提案を期待したものである。

#### (2)総合評価の方法

当該工事では必須以外評価項目による総合評価の事例であり、入札説明書等に記載された要求要件を満たしていれば標準点 = 100 点を与え、提案された技術のうち環境負荷低減に係るものは加算点評価、ライフサイクルコストに係るものはその他コストとして評価を行うものである。

表 5-1 工業技術院筑波研究支援総合事務所スーパークリーンルーム産学官連携研究棟(仮称) 電気設備(受変電)工事における評価項目

必須評価項目	(なし)
必須以外評価項目	CO <sub>2</sub> 削減による環境負荷の低減(SF <sub>6</sub> の使用量)
	CO <sub>2</sub> 削減による環境負荷の低減(特別高圧変圧器の電力損失
	量)
	ライフサイクルコストの低減(特別高圧受変電設備の効率)

 $CO_2$ 削減による地球環境負荷低減( $SF_6$ の使用量及び特別高圧変圧器の電力損失削減量)は、加算点評価のみ。ライフサイクルコストはその他コストとして計上評価するが、このコストは本工事施工時に発生するコストではなく、工事完成後長期にわたり発生するコストであることから、総合評価項目としてのみ扱い予定価格構成コストとして計上していない。

また電力を指標として2つの評価項目を評価しているが、「環境負荷低減」

「ライフサイクルコスト」と評価目的は異なっているため、2重評価とはなっていない。

評価値 = (標準点 + 加算点)/入札価格(入札工事価格 + 特高変圧器電力損失 に係る電気料金相当額)

= (100 点 + [特高変圧器電力損失削減量] × 0.08 点/kWh + [SF<sub>6</sub>削減量] × 0.04 点/10kg) / (入札工事価格 + 電気料金相当額)

標 準 点 : 標準案による評価項目の仕様(60%負荷時における特高変

圧器効率が 99.3%以上、無負荷損及び負荷損がおのおの 30 kW 以下、ガス絶縁開閉装置及び特高変圧器の絶縁ガスとして用いる  $\mathrm{SF_6}$ の最大使用量がおのおの  $500~\mathrm{kg}$ 、 $400~\mathrm{kg}$  )

を満たしていれば、100点を与える。

加 算 点 : 標準案による評価項目の仕様を超える部分において、変圧

器性能で電力損失の削減量 1 kWh 当たり 0.08 点、SF6削

減量 10 kg 当たり 0.04 点の得点を与える。

電気料金相当額: 想定使用年数を 20 年間とし、1 kWh 当たり 10 円を見込ん

だ各年の電気料金相当額を割引率 4%で現在価値化し、総計

したもの。

ここで「標準点」及び「加算点」の得点配分は、標準案における価格と、想定した 加算点の上限値における環境負荷低減必要コストとの差異の割合で設定している。

### (3)予定価格の考え方

必須以外評価項目のみの評価であることから、

予定価格 = 100 点の状態のコスト

= 標準案による丁事価格

である。

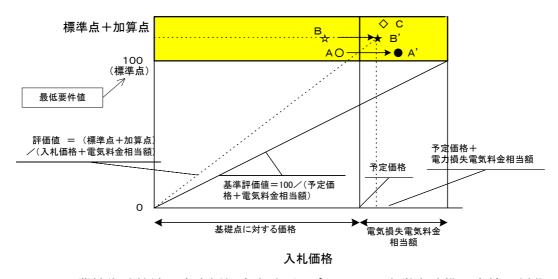


図 5-1 工業技術院筑波研究支援総合事務所スーパークリーンルーム産学官連携研究棟(仮称) 電気設備(受変電)工事の総合評価イメージ

### (4) 落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札工事価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

特高変圧器の効率及び絶縁ガスとして用いる SF6の使用量が、入札に係る掲示等において明らかにした要求要件を満たしていること。

評価値が、基準評価値を下回っていないこと。

### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により入札に係る要求要件を遵守することができない場合において、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、次により契約額を減額することを、入札公告に提示している。

特高変圧器の無負荷損及び負荷損

無負荷損及び負荷損それぞれ、1kWにつき125万円

絶縁ガスとして用いるSF。の使用量

ガス絶縁開閉装置及び特高変圧器それぞれ、10kg につき 22 万円

### (6)入札結果

当該工事は公募型指名競争入札にて行い、7社が入札に参加した。参加企業のうち4社は予定価格を超過した。入札は、環境負荷の低減に係わる評価では参加者中3位、ライフサイクルコストに係わる評価では同2位、入札工事価格では最低金額で入札した企業が、総合評価にて最高評価者となり落札した結果となった。

【類似事	例】				
整備局	工事等名称	評価項目	標準点	加算点	予定価格の考え方
東北	摺上川ダム洪水吐ゲ ート設備新設工事	ラル速装技す運費外してコ度置術る転、)評でフトび置案年、整機、を価評イ開数に間点更須目の対の検新以と	100 点	開閉速度: 0.7 点 設置数: 7.5 点	発注者側による標準設計案による工事価格。

### 5-2 「その他コスト」の事例(補償費):五十里ダム施設改良本体工事

当該工事は、ダムの放流能力を高めること(工事実施基本計画に対応)を目的として、既存の重力式コンクリートダム本体を削孔し、既存の減勢池に放流する2本の放流管と放流設備を設置する工事である。(関東地方整備局)

予定工期:契約の翌日(平成 11年 10月 14日)~平成 15年 3月 31日

### (1)適用の背景

工事中の水位低下に伴ない発電事業者への補償が必要となる。そのため、発電事業者への補償という外部コストを評価できる総合評価落札方式を適用することにより、 水位低下期間の短縮に係わる技術提案が期待できる。

#### (2)総合評価の方法

当該工事では必須評価項目による総合評価の事例であり、標準案で示している最低限の要件を満たした標準設計に基づく予定価格の範囲内で、提案された水位低下期間の施工方法の技術評価を行うものである。

表 5-2 五十里ダム施設改良本体工事における評価項目

必須評価項目	補償費(目標水位低下期間を超える期間にかかる補償費)
必須以外評価項目	(なし)

補償費をその他コストとして計上し総合評価しているが、この補償費は発注者側から提示された補償費単価を用いて算定した技術提案に基づく施工により発生するコストであるため、総合評価管理費として計上した。

評価値 = (基礎点) / 入札価格 (入札工事価格 + 目標状態との差に相当する補 償費)

= (100点)/(入札工事価格+補償費)

基礎点: 標準案による評価項目の仕様(最低限の要求要件 = 水位低下期間が 69 週間以下)を満たしていれば、100 点を与える。

補償費: 水位低下期間については目標値(53週)を定め、目標水位低下期間

を超える期間に係る補償費については入札工事価格に加算する。

(最大の水位低下短縮可能期間は16週)

#### (3)予定価格の考え方

必須評価項目の評価(総合評価管理費計上)の場合であるが、最低限の要求要件を満たせば100点を与えるため、

予定価格 = 目標状態のコスト

- = 100点の状態のコスト
- = (基礎点に対応した価格+総合評価管理費)
- = (標準案による工事価格 + 水位低下短縮可能期間 (16 週) に相当 する補償費)

なお、

✓ 基礎点に対応した価格:積算可能なダム水位低下期間 69 调を前提とした

### 工事費

✓ 総合評価管理費:発注者側で想定する最も短縮した場合(目標状態)が 53週であり、短縮週(69-53=16週)に相当する補償費を総合評価管理 費として置き換える。

として予定価格を設定している。

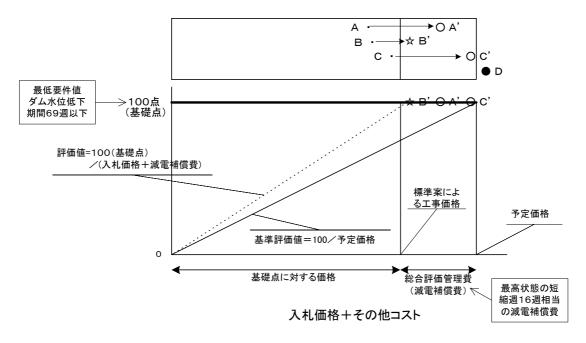


図 5-2 五十里ダム施設改良本体工事の総合評価イメージ

### (4) 落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

入札に係る水位低下期間が、69週(最低限の要求要件)以内であること。 評価値が、最低限の要求要件を満足する工事費 + 水位低下短縮可能期間(16週)に相当する補償費で 100 を除した数値(基準評価値)を下回らないこと。

### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により入札に係るダム水位低下期間を守る事が出来ない場合は、当該水位低下期間を超え 1 週間までを 830 万円、更にこれを超えた場合には 1 週間までごとに 830 万円を累計した金額を減額することを入札公告に提示している。

### (6)入札結果

工事の価格と技術的難易度から特定建設工事共同企業体による一般競争入札とし、 入札に参加した特定建設工事共同企業体は3社であった。

3 社により入札が行われ、そのうち基準評価値以上の評価値となったのは 1 社のみであったため、その企業体が落札した。

#### 【類似事例】 整備局 予定価格の考え方 工事等名称 評価項目 基礎点 補償費 中部 平成 12 年度美和ダム再 標準案 (95 週)に 水位低下期間 100 最大 15 週 開発分派堰工事 短縮週の減電 水位低下 おける工事価格に 補償費 縮小に対 総合評価管理費(15 する補償 週の補償費)を加算 費軽減 する方法。

### 5-3 「性能・機能」の事例( 騒音低減効果):村上舗装修繕工事

当該工事は、千葉県八千代市村上地先の一般国道 16 号における延長 L = 1,500mの 切削・オーバーレイを主工種とする排水性舗装による舗装修繕工事である。なお、当 該工事は総合評価落札方式による性能規定発注方式である。(関東地方整備局)

予定工期:契約の翌日(平成 13年3月28日)~平成13年10月13日

### (1)適用の背景

当該地区は八千代市の中心地に位置しており、沿道は住居及び商業系施設の連担した地域であり、また当区間の車線構成は上下 2 車線で、交通量は約 5 万 1 千台 / 日である。一方道路構造による環境対策の一環として自動車騒音の低減が求められるため、当該工事を発注するにあたっては総合評価落札方式を適用することにより、騒音低減効果に係る技術提案を求め、道路沿道環境の保持を図るものである。

### (2)総合評価の方法

当該工事では必須評価項目による総合評価の事例であり、提案された路面騒音値に係る舗装構造提案を含む施工計画の技術評価を行うものである。

表 5-3 村上舗装修繕工事における評価項目

必須評価項目	路面騒音低減機能(路面騒音低減量)
必須以外評価項目	(なし)

過去の性能発注方式で得られた最も良い騒音値を目標状態(87dB)と設定し、総合評価管理費は、この時の使用材料や施工実績に基づいた工事価格と標準案による状態(89dB)の工事価格との差額となる。

評価値=(基礎点+加算点)/(入札工事価格)

= (85 点 + [路面騒音低減値] × 15 点 / 2dB) / (入札価格)

基礎点: 標準案による評価項目の仕様(最低限の要求要件 = 路面騒音値が完

成時89dBを超えないこと)を満たしていれば、85点を与える。

加算点: 最低限の要求要件を超えている部分について、性能に応じて15点/

2 dB の加算点を与え(路面騒音低減値は少数第1位)、目標値である 87 dB を超える提案も認める(100点を超える部分の評価は加算

点評価のみで、総合評価管理費は計上しない)。

ここで「基礎点」及び「加算点」の得点配分は、「最低限の要求要件」を満たす標準案の価格と、目標状態の価格との差異の割合で設定している。

#### (3)予定価格の考え方

必須評価項目を評価(総合評価管理費を計上する)する場合なので、

予定価格 = 目標状態のコスト

- = 100点の状態のコスト
- = 8 7 d B の状態を達成する工事価格

この時の 87d Bの状態を達成する丁事価格は、路面騒音の計測で関東地方整備

局が確認している最新の最高値(性能規定発注方式で得られた路面騒音の最低値) 87 dB を得た使用材料や施工技術の実績を踏まえて算出している。

✓ 標準仕様の排水性舗装(89 d B)の費用:最高性能の排水性舗装(87 d B)の費用 = 85 : 100

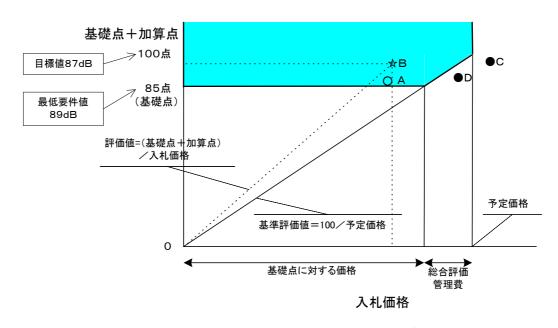


図 5-3 村上舗装修繕工事の総合評価イメージ

### (4)落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

入札に係る路面騒音値が、89 dB以下であること。

評価値が、基準評価値を下回らないこと。

### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により規定された表層の性能を満足できない場合は、次のように入札公告に提示している。

施工直後の性能を満足できない場合 再施工を行う。

- 1年後、提案値 + 1dB を満足できない場合 総合評価管理費の金額範囲内で減額変更を行う。
- 1年後、必須条件(90dB)を満足できない場合 甲乙協議の上、必要な補修を行う。

### (6)入札結果

工事の価格と技術的難易度からアスファルト舗装工事 A 等級に認定されている企業による公募型指名競争競争入札とし、5 社が応札した。評価値が基準評価値を上回った企業は1 社のみであったので、その企業が落札した。(評価値1位、価格は最低金額)

【類似事	【類似事例】(各地方整備局にて多数試行。以下、代表例のみ)					
整備局	工事等名称	評価項目	基礎点	加算点	予定価格の考え方	
関東	上三川舗装修繕 工事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	80 点	10 点 / 1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
関東	末木舗装修繕工 事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	90 点	5点 /1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
北陸	中曽根舗装修繕 工事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	80 点	10 点 / 1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
近畿	24 号大和郡山・天 理地区舗装修繕 工事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	94 点	3 点/ 1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
中国	国道2号皆実舗装 修繕工事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	90 点	5点/ 1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
四国	知寄町舗装修繕 工事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	95 点	2.5 点 / 1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
九州	箱崎地区舗装修 繕工事	騒音値 完成時:提案値 以下(89)	90 点	5点/ 1dB	必須とする項目毎の最低限の要 求条件を満足する工事価格に目 標状態までに必須価格を加算。	
評価	 項目における(数 <sup>,</sup>	値)は最低限の	要求值			

各工事によって 1 dB 当たりの加算点割合が異なるのは、工事の構成や地域によって舗装材料(骨材等)の単価が異なることから、標準案による工事価格と目標状態の工事価格(予定価格)の幅に差が生じるためと考えられる。

5-4 「環境の維持」の事例( 騒音):平井七丁目高規格堤防(H12)工事 当該工事は、都市部の住宅密集地における高規格堤防を構築するための端部処理と して、擁壁、地盤改良(CDM)及び盛土圧密促進としてのサンドドレーン工を行う工 事である。(関東地方整備局)

予定工期:契約の翌日(平成13年1月19日)~平成15年3月31日

### (1)適用の背景

当該箇所は大規模な高規格堤防工事を行う箇所であり、長期間にわたり盛土及び地盤改良を行うものであるが、住宅が近接する地域において実施される工事であるため、工事価格以外に極力騒音低減に配慮する必要がある。したがって、施工箇所近隣の生活環境の保全に努めるため、総合評価落札方式を適用することにより、敷地境界で実施する地盤改良工事に限定して騒音低減に係る技術提案を広く求めるものである。

### (2)総合評価の方法

当該工事では必須評価項目だけによる総合評価とし、最低限の要求要件を満たした 官設計による予定価格の範囲内で、提案された特定騒音に係る施工計画の技術評価を 行うものである。

表 5-4 平井七丁目高規格堤防(H12)工事における評価項目

必須評価項目	環境の維持(深層混合処理工に伴い発生する騒音(以下「特
	定騒音」))
必須以外評価項目	(なし)

近隣住宅地における深層混合処理工に伴い発生する騒音測定値 65dBを目標状態とし、総合評価管理費は、最低限の要求要件の騒音値(75dB)である状態から目標状態 65dB を達成するのに必要なコストとして計上している。

評価値 = (基礎点 + 加算点) / 入札価格

= (約97点+[75 dBからの低減予測値]×約0.3点/dB)/入札価格

基礎点: 標準案による評価項目の仕様(最低限の要求要件=特定騒音が 75

dB以下) を満たしていれば、約97点を与える。

加算点: 75 dB より騒音低減するものについては、加算点(1 dB 低減毎に 0.3

点 )を加える。目標状態の 65 dB( 環境基準 )まで最大限低減( 10 dB )

した場合、加算点3点を与える。(1dB単位)

最低限の要求としては東京都条例の騒音基準値  $80~\mathrm{dB}$  をさらに  $5~\mathrm{dB}$  下げた  $75~\mathrm{dB}$  とし、さらに目標状態を環境基準の  $65~\mathrm{dB}$  としている。

ここで「基礎点」及び「加算点」の得点配分は、「最低限の要求要件」を満たす標準案の価格と、目標状態の価格との差異の割合で設定している。

### (3)予定価格の考え方

必須評価項目を評価(総合評価管理費を計上する)する場合なので、

予定価格 = 目標状態のコスト

- = 100点の状態のコスト
- = 6 5 d B の状態を達成するのに必要なコスト
- = 基礎点に対応した工事価格 + 総合評価管理費

### なお、

- ✓ 基礎点に対応した工事価格:特定騒音 75 dB 以下とした標準的な工事費
- ✓ 総合評価管理費:発注者が想定する目標状態 65 dB 相当の工事費用と、標準状態 75 dB 相当の工事費の差分を総合評価管理費として置き換え、具体的には 10 dB 低減を想定した遮音壁の設置費用を用いている。

### として予定価格を設定している。

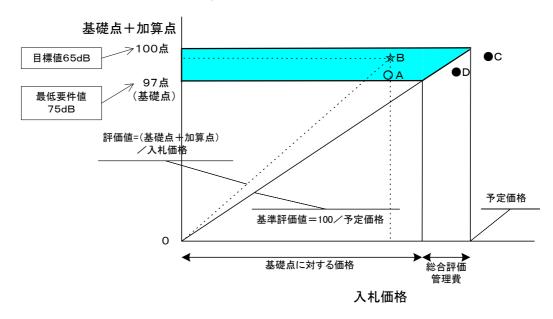


図 5-4 平井七丁目高規格堤防(H12)工事の総合評価イメージ

### (4)落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

入札に係る特定騒音は施工期間の概ね 2 ヶ月間において隣接マンションの 各階壁面で 75 dB 以下であること。

評価値が、基礎点と加算点の合計の満点を予定価格で除した数値(基準評価値)を下回らないこと。

#### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により、入札に係る騒音の低減予定値を CDM 工施工期間中遵守することができなかった場合は、期間中の最大値(騒音の低減予定値を上回った分の最大値)をもって 1dB につき 317 万円を累計した金額について減額変更することを、入札公告に提示している。

### (6)入札結果

工事の価格と技術的難易度から一般土木工事に係る一般競争参加資格を有する企業による一般競争入札とした。

事前に開催された説明会では 20 社近くが参加したが、入札に参加したのは 2 社であった。落札した企業は標準案で入札した企業であり、1 回目の入札では評価値が基準評価値を下回り、2 回目の入札で入札価格を変えて落札に至った。なお、非落札の企業は技術提案を行ったが低減幅も 1dB で加算点 0.3 が加算されたが、2 度の入札とも評価値が基準評価値に届かず落札に至らなかった。

### 5-5 「環境の維持」の事例( 自然地の保全):雨沼橋上部工工事

当該工事は、一般国道 289 号甲子道路の交通不能区間の解消を目的とした甲子道路整備事業の一環として国立公園内の希少生物が生息する地域に橋梁上部工(橋長 L=90 m)を施工するものである。(東北地方整備局)

#### 「施工条件 ]

設置位置: 国立公園内、「エコロード」(希少生物が生息する沼地に近接)

**橋梁形式:** シャイベアーチ型式(3連)

予定工期: 契約の翌日(平成14年2月19日)~平成15年1月15日

### (1)適用の背景

工事中の自然地の保全量を確保するため、総合評価落札方式を適用することにより、 希少生物(サンショウウオやアオガエル等)の移動通路(幅員)の確保帯となる地盤 に基礎を有する支保工に係わる技術提案を求め、環境の維持に努めるものである。

### (2)総合評価の方法

当該工事では必須以外評価項目による総合評価の事例であり、入札説明書等に記載された要求要件を満たした標準設計に基づく予定価格の範囲内で、提案された上部工架設方法の技術評価を行うものである。

表 5-5 雨沼橋上部工工事の評価項目

必須評価項目	(なし)
必須以外評価項目	環境の維持(工事中における自然地の保全量の確保)

標準案で示している移動通路幅員を確保すれば<u>目的</u>は達成されるが、それ以上の移動通路幅員が確保されれば希少生物にとってより良い条件となることから、総合評価管理費は計上せず加算点評価のみとした。

評価値=(標準点+加算点)/(入札価格)

= (100点+[5m以上の移動通路の確保量]×6.0点/6.0m)/(入札価格)

標準点: 標準案による評価項目の仕様(入札説明書等に記載された要求要件

= 5m の移動通路幅員の確保が可能 )を満たしていれば、100 点を与

える。

加算点: 入札説明書等に記載された要求要件を超えている部分(移動通路幅

員が 5m 以上) について、1.0m 当たり 1.0 点を評価に応じて得点を与える。11m 以上の移動通路幅員が確保される場合 6.0 点を与える。

(架設桁吊支保工での提案の場合、加算点は最高点の6点とする。)

加算点の上限値は、標準点に対応した工事価格(支柱式支保工を用いた場合の工事費:210百万円)と自然地の最大幅員 11mを確保する場合の工事価格(第2径間のみ架設桁吊支保工を用いた場合の工事費:223百万円)の比率により、6点と設定する。

また、自然地の最大幅員は 11mであるため、5mを超える 6m について、1m当たり 1 点を与えることとしている。

### (3)予定価格の考え方

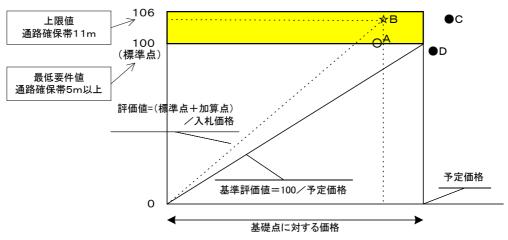
必須以外評価項目を評価(総合評価管理費を計上しない)する場合なので、 予定価格 = 100点の状態

= 標準案による工事価格

### なお、

✓ 標準案による工事価格:移動通路幅員 5mを確保する場合の工事価格として、予定価格を設定している。

# 標準点+加算点



入札価格 図 5-5 雨沼橋上部工工事の総合評価イメージ

### (4)落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札価格が、予定価格の制限範囲内であること。

入札に係る支保工支柱の純間隔確保量が5m以上であること。

### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により提案値以上の施工を行わない場合は、工事成績評価を減じる等の 措置を行う場合があることを提示している。

### (6)入札結果

工事の価格と工種からPC工事に係る公募型競争入札にて行い、入札には6社が参加し、入札を2度行ったが6社とも予定価格を上回ったため、価格と技術提案の内容をもとに評価値を算出し総合評価する手法は取らなかった。

しかし、6 社とも予定価格を 10%以上オーバーしていなかったため、整備局規定により見積り合せ(不落随契)に移行し、契約対象者が決定した(最大評価値であった1社との見積り合せを実施)。

なお、契約対象者が提案した支保工間隔は入札参加企業の中で最大の 11.2m、また応札価格も最も安価であった。

### 5-6 「環境の維持」の事例( 工事施工作業面積): 南条護岸災害復旧工事

当該工事は、台風 15 号出水により被災した長野県埴科郡坂城町南条地先の護岸災害復旧工事を施工するものである。ただし、出水期(4月1日~10月31日)における河道内での施工(ブロック製作を除く)は行わないものとする。(北陸地方整備局)

予定工期:契約の翌日(平成 14年3月27日)~平成15年3月28日

### (1)適用の背景

当該工事箇所の千曲川中流区域については、河川生態系の機能と構造を解析し、河川管理における自然環境、生活環境に関する知見を得るため、全国 4 河川で行われている『河川生態学術研究会』の調査研究フィールド区域であり、工事の仮設設備により現地の自然環境の改変を極力少なくすることが重要である。このため、総合評価落札方式を適用することにより、仮締切、瀬替等の仮設物を含めた工事作業区域の縮小について技術提案を期待するものである。

### (2)総合評価の方法

当該工事では必須以外評価項目による総合評価の事例であり、入札説明書等に記載された要求要件を満たした設計に基づく予定価格の範囲内で、提案された施工方法の技術評価を行うものである。

表 5-6 南条護岸災害復旧工事における評価項目

必須評価項目	(なし)
必須以外評価項目	環境の維持
	(護岸工の施工に必要な工事施工作業面積 )

工事施工作業面積:護岸工の施工に必要な面積、工事用道路、仮締切、瀬替、仮設ヤード等 の作業面積

標準案で示している工事施工作業面積を確保すれば目的は達成されるが、それ以上の工事施工作業面積の縮小が図られれば河川生態系の維持により良い 条件となることから、総合評価管理費は計上せず加算点評価のみとした。

評価値 = (標準点 + 加算点)/入札価格 = (100点 + {0~3点})/入札価格

標準点: 標準案による評価項目の仕様 (入札説明書等に記載された要求要件 = 工事施工作業面積が 30,000m<sup>2</sup>以下 )を満たしていれば、100 点を与える。

加算点: 入札説明書等に記載された要求要件より  $300 \mathrm{m}^2$ 以上当該面積を縮小した場合に加算点を与える。( $300 \mathrm{m}^2$ 以上  $900 \mathrm{m}^2$ 未満は 0.3 点加算し、以降  $600 \mathrm{m}^2$ 縮小する毎に 0.3 点を加算する。)

但し、30,000m² より広い場合は失格とし、24,300m² 以下は上限の3.0 点とする。

ここで「標準点」及び「加算点」の得点配分は、標準案の価格と、縮小する工事施

工作業面積標準の上限として設定した 24,300m<sup>2</sup> での概算工事価格との差異の割合で 設定している。

### (3)予定価格の考え方

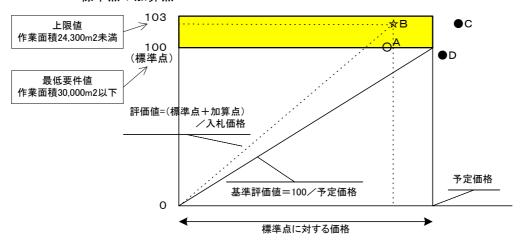
必須以外評価項目を評価(総合評価管理費を計上しない)する場合なので、 予定価格 = 100点の状態

= 標準案による工事価格

### なお、

✓ 標準案による工事価格:工事施工作業面積が 30,000m²での工事価格 として、予定価格を設定している。

#### 標準点十加算点



入札価格 図 5-6 南条護岸災害復旧工事の総合評価イメージ

### (4)落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札価格が、予定価格の制限範囲内であること。

提案値が、入札説明書等に記載された要求要件を満たしていること。 評価値が、標準点(100 点)を予定価格で除した数値(基準評価値)に対し て下回らないこと。

#### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により、入札に係わる工事施工作業面積を遵守できない場合は、拡大 面積が 300m<sup>2</sup>以上 1500m<sup>2</sup>未満の場合は 1 点、以降 1000m<sup>2</sup>拡大する毎に 1 点工事 成績評定を減点することを掲示文に提示している。

### (6)入札結果

工事の価格と技術的難易度から一般土木工事に係る公募型競争参加資格を有する企業による競争入札とし、12社(内、8社がVE提案、3社が標準案、1社が無効)が応札し、評価値1位、入札価格は最低金額で入札した者が落札した。

【類似事例】						
整備局	工事等名称	評価項目	標準点	加算点	予定価格の考え方	
北海道	沙流川右岸平取	魚類の遡上に影	100 点	0.9点/日	標準案による工事価格。	
	町紫雲古津地先	響を与える水中				
	災害復旧工事	施工期間の短縮				
関東	川口高規格堤防	学校近接施工の	100 点	0.04 点 /	標準案による工事価格。	
	(H13)工事	ため就学影響を		日		
		及ぼす工期の短				
		縮				

### 5-7 「交通の確保」の事例(通行止め時間): 今井一号橋撤去工事

当該工事は、一般国道 16 号保土ヶ谷バイパスと横浜市都市計画道路環状 2 号線との接続による保土ヶ谷バイパスの入出車線増設に伴ない、保土ヶ谷バイパス(1 日当たり約 132 千台の交通量)を跨ぐ今井 1 号橋(横浜市道 389 号線,橋長 L = 51.1m)を撤去及び新設橋のフーチングを整備するものである。

なお、当該工事が総合評価落札方式を我が国で始めて試行した工事であり、当時の 大蔵省と個別協議を整えて実施した事例である。(関東地方整備局)

予定工期:契約の翌日(平成11年6月23日)~平成12年3月6日

### (1) 適用の背景

橋梁撤去工事において、直轄事業でこれほどの大規模な全面交通止めを伴なう橋梁 撤去工事は事例がない。工期短縮という外部コストを評価できる総合評価落札方式を 適用することにより、通行止時間の短縮に係わる技術提案を期待するものである。

### (2)総合評価の方法

当該工事では必須評価項目による総合評価の事例であり、標準案で示している最低限の要件を満たした標準設計に基づく予定価格の範囲内で、提案された通行止時間短縮時間の施工方法の技術評価を行うものである。

表 5-7 今井一号橋撤去工事における評価項目

必須評価項目	交通の確保(工事による全面通行止めの交通への影響)			
必須以外評価項目	(なし)			

撤去工事による国道の全面通行止め時間を評価項目と設定。標準案で想定している8時間の通行止めに対して1時間だけ通行止めする状態(通行止め時間7時間短縮)を目標状態とし、総合評価管理費は8時間全面通行止め状態から目標状態1時間通行止めを達成するのに必要なコストとして計上している。

評価値=(基礎点+加算点)/入札価格

= (90点+通行止め時間短縮時間×1.43点)/入札価格

|基礎点: 標準案で示している状態(最低限の要求要件 = 通行止時間が 8 時間

を越えないこと)を満たしていれば、90点を与える。

加算点: 最低限の要求要件を超える部分について、評価に応じ得点を与える。

最高は 10 点。 1 時間短縮毎に 1.43 点。 (作業最大時間: 7h)

ここで「基礎点」及び「加算点」の得点配分は、「最低限の要求要件」を満たす標準案の価格と、目標状態の価格との差異の割合で設定している。

### (3)予定価格の考え方

必須評価項目を評価(総合評価管理費を計上する)する場合なので、

予定価格 = 目標状態のコスト

- = 100点の状態のコスト
- = 通行止め 1 時間の状態で丁事実施を達成するのに必要なコスト

#### = 基礎点に対応した工事価格 + 総合評価管理費

#### なお、

- ✓ 基礎点に対応した工事価格:8時間通行止めによる標準案による工事価格
- ✓ 総合評価管理費:評価の最高の状態である通行止め7時間短縮に相当する コスト(今回の工事は工事の通行止による社会損失等を勘案して算定)。
- ✓ 通行止による社会損失等:走行時間損失+走行経費損失(全面通行止めによる 1 日当たりの損失時間を「費用便益分析マニュアル(案)」(H10年6月 建設省道路局・都市局)による時間価値を用いて損失額を換算したものである。

#### として予定価格を設定している。

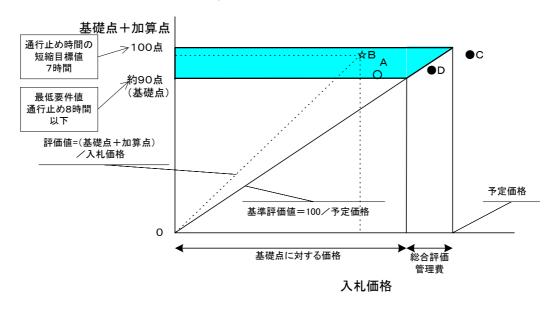


図 5-7 今井一号橋撤去工事の総合評価イメージ

# (4) 落札者の決定方法(評価対象要件)

入札価格が、予定価格の制限範囲内であること。

入札に係る通行止時間が、8時間を越えないこと。

評価値が、基礎点と加算点の満点の合計 (100 点)を予定価格で除した数値 (基準評価値)を下回っていないこと。

#### (5)ペナルティの考え方

受注者の責により、入札に係る通行止め時間を守る事ができない場合は、減額変更 を行うものとする事を入札公告に提示している。

#### (6)入札結果

入札は、当初一般土木工事の B ランク業者による公募型指名競争入札を行い、8 社による入札となったが、いずれも予定価格の範囲内にあったものの基準評価値を下回ったために落札に至らなかった。また 2 社を対象に随意契約に切り替えられたが結局不調に終わり、入札は執行打ち切りとなった。

不調の結果から、工事の価格と技術的難易度から一般土木工事のA、Bランク業者

による公募型指名競争入札で2度目の入札公示を行った。指名された10社により入札が行われ、そのうち基準評価値以上の評価値となったのは5社で、そのうち最も評価値の高かった企業が落札した。(入札の評価対象となる短縮時間は7社が1時間、3社が30分だった。)

# (7)履行状況

橋梁撤去は午後 10 時から開始され、翌 3 時 30 分には通行止めを解除した。通行 止め時間を落札時より更に 1 時間 30 分短縮した結果となった。(つまり、当初の入 札前の標準案に比べ 2 時間 30 分の短縮を実現した結果となる。)

【類似事	例】				
整備局	工事等名称	評価項目	基礎点	加算点	予定価格の考え方
関東	環状 2 号線上部 (その1)工事	首都高速湾岸線 交通規制短縮時間(590分以下)	99 点	0.05点 /30 分	必須とする項目毎の最低限の 要求条件を満足する工事価格 に目標状態までの必須価格を 加算する方法。
関東	東五反田舗装修 繕工事	交通規制縮減日数(68日間以下)	99 点	0.04点 /日	必須とする項目毎の最低限の 要求条件を満足する工事価格 に目標状態までの必須価格を 加算する方法。

# 5-8 「交通の確保」の事例( 施工日数):佐山トンネル外2件改修工事 当該工事は、一般国道3号の既存3トンネル(佐山(L=137.6m)・朝日(L=96.0 m)・砂嶽(L=56.0m))において建築限界を確保して車両の安全走行を図るためのトンネル改修(片側交互交通規制により路面の版下げ及びPC版による舗装工事)を行うものである。なお、当該工事は一般土木:Co舗装=4:1の異工種JVの適用工事でもある。(九州地方整備局)

・予定工期:契約の翌日(平成14年3月16日)~平成14年10月31日

# (1)適用の背景

施工にあたっては、一般国道3号において片側通行規制を長期間伴うことから、交通規制による影響を最小限にするため総合評価落札方式を適用することにより、工期 短縮に関する技術提案を期待するものである。

# (2)総合評価の方法

必須以外評価項目による総合評価の事例であり、入札説明書等に記載された要求要件を満たした標準設計に基づく予定価格の範囲内で、提案された個々のトンネルにおける短縮日数の評価を行う。なお、各トンネルで施工延長及び交通量が異なるため、各トンネルの1日あたり通行止め損失額に応じてトンネル毎に重みを持たせた評価を行う。

表 5-8 佐山トンネル他2件改修工事における評価項目

必須評価項目	(なし)
必須以外評価項目	交通の確保(工事による交通への影響の規制日数)

標準案で示している各トンネルの施工工期を確保すれば目的は達成されるが、全面通行止めではないことからそれ以上の工期短縮が図られば片側通行止めによる影響を小さくできることより、総合評価管理費は計上せず加算点評価のみとした。

評価値=(標準点+加算点)/(入札価格)

= (100 点 + 「トンネル毎の短縮日数×係数」)/入札価格

標準点: 標準案で示している状態(入札説明書等に記載された要求要件=佐

山トンネル 65 日、朝日トンネル 56 日、砂嶽トンネル 49 日の、 各トンネル毎に設定した規制期間内に実作業が完了すること)を

満たしていれば、100点を与える。

加算点: トンネル毎に規制時間を短縮した日数に応じて、短縮日数×補正

係数 の点数を与える。

佐山トンネル:補正係数 0.492(1日の損失額 1,977 千円) 朝日トンネル:補正係数 0.276(1日の損失額 1,108 千円) 砂嶽トンネル:補正係数 0.420(1日の損失額 1,685 千円)

補正係数:各トンネルで施工延長、交通量が異なるため、1日の損失額に応じてトンネル毎

に重みを持たせる。

損失額:各トンネルの規制による1日当たりの損失時間を「費用便益分析マニュアル(案)」 (H10年6月 建設省道路局・都市局)による時間価値を用いて損失額を換算したものである。

ここで加算点配点については、

(コスト1日の損失額分の相当額を減額した場合の評価)

= (コストは同額で工期を1日短縮した場合の評価)

となるように各トンネルの係数を設定したものである。

#### (3)予定価格の考え方

必須以外評価項目を評価(総合評価管理費を計上しない)する場合なので、

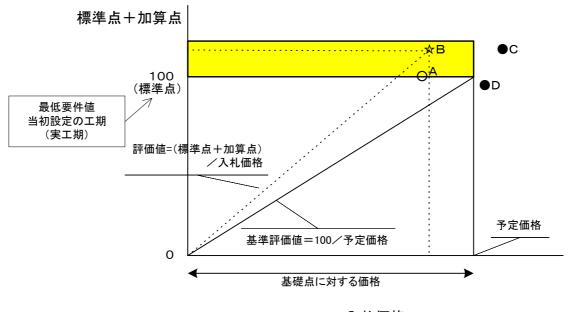
予定価格 = 100点の状態

= 標準案による工事価格

# なお、

√ 標準案による工事価格: 3トンネルの標準工期(佐山トンネル 65 日、朝日トンネル 56 日、砂嶽トンネル 49 日)での工事価格

として、予定価格を設定している。



入札価格

図 5-8 佐山トンネル他2件改修工事の総合評価イメージ

#### (4)落札者の決定方法(評価対象要件)

以下の要件を満たす入札者のうち、評価値の高い企業を落札者とする。

入札価格が、予定価格の制限範囲内であること。

短縮された工期が、標準工期以内であること。

評価値が、標準点を予定価格で除した数値(基準評価値)に対して下回らないこと。

# (5)ペナルティの考え方

提案されたトンネルの短縮日数に対して、受注者の責により遅延した場合は、各トンネル毎の遅延日数に 1 日の損失額を乗したものを契約金額より減額を行うことを入札公告に提示している。

# (6)入札結果

当該工事は公募型指名入札(異工種 JV)にて行い、10JV が参加した。参加 JV のうち、6JV が予定価格を超過した。入札は、工期短縮日数が各トンネルで 1 位、入札価格は最低金額で入札した JV が総合評価にて最高評価者となり落札した結果となった。

【類似事例】					
整備局	工事等名称	評価項目	標準点	加算点	予定価格の考え方
東北	長井ダム県道付 替第 11 号橋上部 工工事	柱頭部、脚頭部 及び桁仮設の施 工期間の短縮	100 点	0.7点/週	標準案にによる工事価格。
東北	折渡護岸工事	MLHW 以下の 根固工施工期間 の短縮	100点	0.3点/週	標準案にによる工事価格。
北陸	横川ダム第2丸山 トンネル工事	トンネル施工期 間の短縮	100 点	0.7点/週	標準案にによる工事価格。
北陸	新早月大橋上部 その2工事	主現場架設工の 施工期間の短縮	100点	0.4点/日	標準案にによる工事価格。
近畿	175 号小橋補強・ 補修工事	補強・補修工事 に伴う片側交通 規制日数の短縮	100 点	0.85 点 / 日	標準案にによる工事価格。
中国	八橋函渠工事	函渠設置による 現道切回しに係 る施工期間の短 縮	100 点	0.3 点 / 日	標準案にによる工事価格。

#### 6 Q&A

A 1:

# 6-1 総合評価落札方式全般について

Q1: 総合評価落札方式はこれまでの落札方式と何が異なるのか。

これまでの価格競争による入札は、発注者が提示した仕様を満たしかつ最低価格を提示した者が落札者であったが、総合評価落札方式は発注者が求めている技術提案内容と価格の両方を総合的に評価し、価格その他が国にとって最も有利な価格と提案の申込みを行った者が落札できる方式である。つまり、価格が上位であっても入札の提示する性能等に基づく工事の実施により、より適切に社会的影響や社会的要請に対応し、発注者又は事業主体者等の責務を果たすことができる価格と提案を行った者を選定することから、環境への配慮や安全対策等といった価格だけでは評価しきれない項目の評価をも行える方法である。

Q 2: 総合評価落札方式は入札時 VE 方式の一種なのか。

A 2: 総合評価落札方式は、価格競争型と対となる落札方式である。

技術提案を受け付ける方式には、技術提案の適否を評価した後に、価格競争で入札を行う方法と、技術提案と価格との総合的に評価する総合評価で入札を行う方法(総合評価落札方式)がある。

したがって、入札時 VE 方式に限らず、技術提案を受け付ける設計施工一括発注方式等 (DB: Design & Build)においても総合評価落札方式の適用が考えられる。なお、これまでの総合評価落札方式の試行事例では入札時 VE 方式に準じて実施されている。

また DB においては、発注者が提示した仕様に対する設計及び施工 提案を提出してもらう必要があるため、DB において総合評価落札方 式を適用する場合、発注者があらかじめ提示した設計及び施工で求め る技術評価要件を満たしているかどうかの評価を行い、基礎点または 標準点を与えられた者のみが応札できることとなっている。このた め、この評価段階で評価すべき項目と価格の総合評価を、特に留意し て行う必要がある。ただし、詳細設計がなされる前の段階における技 術提案及び評価となることに十分に考慮した評価基準及び評価手法 等の設定を行う必要があると考えられる。

Q3: 総合評価落札方式の運用手法はいろいろな種類があるのか。

A 3: 総合評価落札方式の運用については、平成 12 年に当時の大蔵省との間で合意された包括協議に従い、公共事業関係省庁で申合わせた標準ガイドラインに具体的な運用方法が示されている。包括協議によらない場合は、財務省と総合評価方法等について個別協議を行うことが必

要となる。また標準ガイドラインによる方法は公共事業調達に用いられるための方法であり、例えば、コンピューター等を含む電気通信機器の調達では他の標準ガイドラインが定められている。

Q4: 総合評価落札方式を実施するメリットは何か。

A 4: 入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待されるところである。

# 6-2 総合評価の評価項目について

Q5: 通常の工事では、騒音や振動等複数の評価対象項目が存在するが、この中からどのようにして評価項目を絞り込むのか。

A 5 : 総合評価落札方式は発注者が求めている技術提案内容と価格の両方 を総合的に評価し、価格その他が国にとって最も有利な価格と提案の 申込みを行った者が落札できる方式である。つまり、価格が上位であ っても入札の提示する性能等に基づく工事の実施により、より適切に 社会的影響や社会的要請に対応し、発注者又は事業主体者等の責務を 果たすことができる価格と提案を行った者を選定する方式である。し たがって、評価項目は標準ガイドラインに示されている項目において "最低価格での施工でなくても、それが発注者にとって、その責務を 果たすために最も有利であるもの"でなければならない。つまり各種 想定できる評価項目のうち、当該工事を実施するにあたり地域住民や 整備するインフラの利用者、ひいては納税者にとって価格以外の要素 でメリットがある項目を選定しなければならない。例えば「騒音」を評 価項目とすると、当該工事現場が住宅地に近接しているなら騒音対策 を行うメリットが大きく理解されるが、山間部で住宅等もない場所で の騒音対策は生物の生息環境確保に必要な場合を除くと必要以上の 対策を施すメリットはない、と言うことである。

Q6: 現在の評価方法は、評価項目を何らかの方法で貨幣換算することが必要であると思われるがどうか。

A 6: 現在の総合評価方法は、技術提案内容の性能を得点化し、応札価格及び必要なコストで除した評価値、つまり提案内容のコストパフォーマンスにより落札者を決めていることから、このコストパフォーマンスがどのような意味を持っているのか、を納税者である国民に説明でき

るようにする必要がある。特に総合評価管理費を計上する場合においては、必要な総合評価管理費に対する加算点を設定することが必要であるため、実質的に加算点評価内容を何らかの方法で貨幣換算することを求められている。また、数値化が困難な項目については定性的な評価を行うことが可能であるが、この場合でもその内容をできるだけ詳細かつ具体的に示すこととされている。しかしながら現時点では貨幣換算できる評価項目が限られているいることから、将来的に技術内容を適切に評価できるように、貨幣換算できる項目の拡大や貨幣換算が困難な項目の定量化を進め、できるだけ多くの評価項目に対するコストパフォーマンスの意味をさらにわかりやすく説明できるようにしていく必要がある。

Q7: 貨幣換算できない評価項目については総合評価はできないのか。

従来は、貨幣換算できない評価項目による総合評価を行うことは困難 であったが、通達文「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性 能等の評価方法について」(国地契第12号,国官技第58号,国営 計第33号, 平成14年6月13日)により、標準ガイドライン第1 1(1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目であ る工事では、標準ガイドラインの趣旨を踏まえつつ、配点割合を、当 面、標準的には標準点を 100 点、加算点を 10 点 (工事の内容等に応 じて加減する)とし、評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイドラ イン第2 5に従い、性能等を数値化できるものについては下記 に よるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものにつ いては下記 又は のいずれか適切なものによる評価できることと なった。ただし、 の6において、入札説明書等に各評価項目毎に、 入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(標準点を含 む)の関係を明らかにすることとされているので、定性的であっても 評価方法を明示することが必要であることに留意することが必要で ある。

#### 数值方式

A 7 :

この方式は、評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式であり、標準的には、提示された最高の性能等の数値に10点を、最低限の要求要件を満たす性能などの数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与する。

#### 判定方式

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優/良/可で評価、判定する方式であり、標準的には、それぞれ

に10/5/0点を付与する。

#### 順位方式

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式であり、標準的には、入札参加者の最上位者に10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与する

これらの方法はあくまでも当面、標準的に用いるものであり、実施事例結果は、国土技術政策総合研究所において収集、評価し、必要に応じて標準的な配点割合を見直すこととなっているので、実施後の評価ができるように必要なデータをあらかじめ収集しておくことも必要である。

- Q8: これまでの事例や評価項目の貨幣換算する課題を考えると、なかなか 技術評価分のシェアや評価項目の充実が図れないと思われるが、何か 良い方法はないか。
- A8: 通達文「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第12号,国官技第58号,国営計第33号,平成14年6月13日)に記されている方法により、標準ガイドライン第1 1(1)において設定する全ての評価項目が必須以外の評価項目である工事だけを対象として、総合評価落札方式を実施することが可能となったことから、今後、実施事例を収集、評価し、必要に応じて標準的な配点割合を見直し、貨幣換算が困難な評価項目の適切な評価割合の設定手法の検討を進めていくこととしている。
- Q9: 評価対象として工期短縮の評価を行うことにすれば、多くの工事での 適用が考えられると思われるがどうか。
- A9: 標準ガイドラインには評価項目として「工期短縮」が挙げられていないが、これは工期短縮により標準ガイドラインに示されている評価項目で具体的な効果が発現する場合にのみ評価の対象となり得ると考えているからである。したがって、本方式では具体的な評価項目において工期短縮による効果を示すことが必要となり、事業目的が標準ガイドラインに示されている評価項目に該当する場合を除き、事業目的そのものの効果の早期発現のみでは総合評価の対象とはならない。なお、工期短縮の評価を行うことで受注者側に過度の工事促進を要求することのないよう適正工期を念頭に置き、技術提案内容評価において工事の安全性等の確保を十分に確認する必要がある。

Q10: 複数の評価項目による技術提案を求める場合もあると思うが、評価項目間の重み付けはどのように行えばよいか。

A 1 0: 既に貨幣換算できる項目についてはその評価額を用いられることが考えられるが、貨幣換算が困難な項目については、何らかの方法で項目間の相対評価を行うことが必要となる。具体的には住民等に直接支払い意思額等を尋ねる CVM 法やコンジョイント法を用いて定量評価及び相対評価を行う方法、AHP 法を用いて相対評価を行う方法等が考えられ、本方式での適用方法について現在試行に向けた検討を行っているところである。今後は試行事例の収集分析を進め、さらに本方式に活用しやすい手法の確立を進めていくこととしている。例えば、主要な工種毎に、工事実施における影響度合いが大きい項目の抽出及び影響度合いの重み付けを行い、標準的な評価シートを作成することも一つの方策であると考えている。

# 6-3 総合評価の方法について

Q11: 評価方法の決定を行うのに労力を要するが簡単にはできないか。

A 1 1: 従来の方法と比べ、技術提案評価を踏まえた落札者評価項目が増える ため実施に必要な発注事務量が多くなることは事実であり、評価項目 の評価方法の決定や提案内容の技術評価を行う技術審査体制の整備 を行うことも必要である。

発注事務量を削減する方法として、当該工事で過去に検討した工法選定段階における選定ポイントや選定根拠の考え方を、評価項目選定や評価方法に反映させることが効果的であると思われる。また貨幣換算が困難な評価項目の適切な評価割合の設定手法の検討や試行事例の収集分析を進め、さらに本方式に活用しやすく少ない労力で実施できる手法の確立を進めていくこととしている。

Q12: 総合評価落札方式を実施する上で、予定価格はどのように算定される のか。

A 1 2: 総合評価落札方式における予定価格は、発注者が考える標準案により 想定している目標状態を達成するのに必要な費用の計上、 「予定価格 = 100 点の状態を達成するのに必要なコスト」により算定 され、具体的には 「総合評価管理費を計上する場合」、 「総合評 価管理費を計上しない場合」において算定方法が異なる。

> 1. 工事価格と性能等のみを評価する場合 必須評価項目を評価する場合 100点=目標状態=基礎点+加算点の満点の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態 から目標状態を達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

または、 = 目標状態での工事価格

で算定される。ここで「総合評価管理費」とは「基礎点の状態から 目標状態を達成するのに必要なコスト」のことを言う(以下同じ)。 総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び評価方法で 異なり、当該工事の評価項目に応じて、想定工事費用や交通損益等 の評価価値に相当する費用を計上する場合がある。

必須以外評価項目のみを評価する場合

100 点 = 標準点を与える場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等のその他コストを評価する場合においては、このコストは総合評価するために用い、予定価格には含まない。

2. 工事価格と工事価格以外のコストのみを評価する場合 必須評価項目を評価する場合

100 点 = 目標状態 = 基礎点を与える状態の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点が付与 される状態のコストから目標状態を達成するのに 相当するコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

で算定される。総合評価管理費は補償費等のその他コストを計上する。

必須以外評価項目のみを評価する場合

100点=標準点を与える場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等の その他コストを評価する場合においては、このコストは総合評価す るために用い、予定価格には含まない。

3. 工事価格と工事価格以外のコスト、性能等を評価する場合 必須評価項目を評価する場合

100 点 = 目標状態 = 基礎点 + 加算点の満点の場合であり、

予定価格 = 基礎点が付与される状態のコスト + 基礎点の状態

から目標状態を達成するのに必要なコスト

= 標準案による積算価格 + 総合評価管理費

で算定される。総合評価管理費の算定方法は総合評価する項目及び 評価方法で異なり、当該工事の評価項目に応じて、性能等を必須評 価項目として評価し想定工事費用や交通損益等の評価価値に相当 する費用を計上する場合、補償費等のその他コストを計上する場合 がある。

必須以外評価項目のみを評価する場合 100 点 = 標準点を与える場合であり、

予定価格 = 標準点が付与される状態のコスト

= 標準案による積算価格

で算定される。必須以外評価項目としてライフサイクルコスト等の その他コストを評価する場合においては、このコストは総合評価す るために用い、予定価格には含まない。

Q 1 3 : 総合評価管理費を計上する場合と計上しない場合の使い分けはどのようにすればよいのか。

A 1 3: 総合評価落札方式では、発注者が示す標準仕様及び設計で示す状態を基礎点を与える状態としており、総合評価管理費を計上する場合は、この基礎点の状態から目標とする状態までに達成するのに必要な経費を計上するものである。したがってこの場合においては、最低限必要なものに対して目標とすべきレベルの目的物の内容や品質、施工方法を技術提案として求めることとなる。

総合評価管理費を計上しない場合は発注者が示す標準仕様及び設計で示す状態がそのまま目的を達成する状態となることから、この場合における技術提案は抜本的な目的物の変更や品質向上等を求めることにはならず、これまでの VE 提案のように施工方法等における工夫を技術提案に求めることになる。

Q 1 4: 評価にあたって発注者があらかじめ設計した状態に基礎点を与え、これに技術評価に応じた加算点を加えることになっているが、これは発注者の設計が不十分であることを意味するのではないか

A 1 4: 発注者が示す普及技術による標準案は当該工事現場において最も経済的かつ技術的にも満足したものであるが、本方式を適用することにより、民間技術を活用し包括協議で示されている項目(補償費等の支出額、目的物の性能等、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策)についてさらにより良い状態を達成させ、当該工事の実施より地域住民や整備するインフラの利用者、引

いては納税者にとってメリットを与えることとなる。これは本方式を 適用することは、メリットがあると思われる範囲で提案された民間技 術の活用及び普及を図りながら、技術レベルを向上させることができ る入札契約方式であることを意味しており、民間技術開発に対するイ ンセンティブを与える入札契約方式であると考えられる。

Q 1 5: ライフサイクルコストのように当該工事契約期間外での項目をどのようにして評価するのか。

A 1 5 : これまでの事例において、20 年間を想定した電力使用量を提案してもらう試行事例があったが、実際の契約では 20 年間の電力使用量について担保してもらうことはできないのが現状である。

しかしながらライフサイクルコスト等の工事契約後の性能等に関する技術提案についても評価の考え方や不履行の場合におけるペナルティを課す考え方がなければ、実現性のない提案が採用される可能性もあることから、例えば材料や部品パーツ等におけるメーカーの品質保証、民法上の瑕疵担保期間等を考慮した保証期間の設定等を含め、提案期間全ては網羅できなくても何らかの保証担保を求めることとし、技術提案及び評価を行っていくことが考えられる。具体的には、現行の公共土木工事での標準約款では無過失担保責任を問える期間は2年と定められていることから、工事完了後2年の範囲において履行内容の確認及び評価を行うこと等が考えられ、今後、この期間の設定の手法を含めて検討が必要である。

Q 1 6: コンサルタント業務におけるプロポーザル方式のように技術評価を 行い、評価結果に応じた業者決定を行うようなことはできないのか。

A 1 6: プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについては、当該業務の内容が「広範かつ高度な知識や豊かな経験を必要とする業務」「比較検討又は新技術を要するものであって高度な知識と豊かな経験を必要とする業務」「先例が少なく実験解析又は特殊な観測・診断を要する業務」等、特定手続き後は会計法第29条の3第4項の契約の性質又は目的が競争を許さない場合により随意契約を行う場合に限られている。これに対し本方式による施工業者の特定については、最低限の要求要件を満足する者のなかで価格とそれ以外の性能等を含めて競争し、発注者が予定価格及び技術評価方法を用いて技術提案内容の評価を行い施工業者を特定するものであることから、コンサルタント業務におけるプロポーザル方式と同様な考え方を用いることはできないと考えている。

#### 6-4 総合評価の手続きについて

Q17: 入札説明書に評価方法や配点を示すこととなっているが、これを簡略 化できないか。

A 1 7: 入札説明書に評価方法や配点をあらかじめ示すのは、受注者に発注者が求める技術評価項目及びその内容を提示し、公平かつ透明な競争入札とするためである。したがってこうした項目の省略は不可能であると思われるが、記載するレベルは公平かつ透明な競争が行えるものと考えられるもので十分であり、必ずしも詳細かつ網羅的に評価方法の説明を行う必要はないものと考えられる。

Q 1 8: 補償費を総合評価管理費として計上する場合、この単価やペナルティ 単価は発注者から示すのか。

A 1 8: 補償費を総合評価管理費として計上する場合、地元等補償対象者との 混乱を避け、また公正な補償費の算出及び支払いを行うため、補償単 価については発注者が提示すべきものであり、この場合の単価ペナル ティについては補償単価をベースとして考えることが妥当であると 考えている。この場合、発注者が支払う補償費を対象とすべきである と考える。

Q19: 総合評価落札方式では必ず技術提案を行わないと入札参加できない のか(標準案での応札は可能か)。

A 1 9: 現在の総合評価落札方式は、設計施工一括発注方式における適用を除き、発注者が提示した標準案での応札が認められている。一方、標準案に対する技術提案は、自分たちが保有している民間技術に基づき、さらに具体的かつ効率的な施工計画を提案するもの、と考えることができる。総合評価落札方式はまさにそうした提案と価格を考慮し落札者を決定する方式であるため、今後は、標準案で応札しようとする者に対し、標準案でどのように施工するのかといった標準案施工での技術提案を提出してもらい、価格とのバランスを含め現実的かつ妥当的な内容であるかどうか検討していく必要があると考えている。

Q 2 0: 技術提案書で提案した評価項目の内容を、入札時に変更して別な提案 値で入札したい、という趣旨の要請があったが、変更を認めても良い のか。

A 2 0 : 本方式においては、発注者が標準案で示している最低限の要件を満たしているものには基礎点を与え、更に最低限の要件を越える部分について評価に応じ得点を与えることとなっている。したがって技術提案評価の際には、最低限の要件を満たしているかどうか、また最低限の

要件を超える部分の提案が安全性や施工性等の観点において妥当的及び現実的な提案かどうか、を確認することが必要であり、技術審査で提案内容を確認することとしている。

したがって技術提案の内容を変更することは好ましくないが、やむを 得ず入札時において技術提案内容を変更する場合は、技術提案時に確 認した内容の範囲においての変更は認められるが、技術提案した内容 を上回る提案については、提案内容による施工実施の妥当性及び現実 性の確認ができないことから、認められないものと考える。例えば、 技術提案段階で 10 日間の通行止めを提案した場合では、同じ施工提 案で、かつ 10 日を上回る変更提案は認められるが、施工提案内容を 変更する場合、または 10 日以内の変更提案は認められないことにな る。

# 6-5 技術提案等の取り扱いについて

Q 2 1: 技術提案の内容を評価し落札者を決めることは、発注者が提案内容に お墨付きを与えることになり、事故等のときに発注者の採択責任を問 われることにならないか。

A 2 1: 受注者から技術提案(VE提案)を求める部分については設計図書において施工方法等を指定しないこと、責任の所在については発注者がVE提案を適正と認めることにより設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されないこと、また責任の所在に関する内容については前述の内容である旨を入札説明書又は技術資料作成要領に明記することとなっており(「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」平成12年9月20日建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)、技術提案を認めても、当該部分に関する施工方法等に対する受注者の責任が軽減されることにはならない。

Q 2 2 : 提案された技術に対する履行の担保及び履行できない場合はどのように対処するのか。

A 2 2 : 落札者の決定が価格だけでなく提案内容の評価結果と総合的に判断されているものであることから、提案された技術の内容については特記仕様書等においてその履行を義務付けるとともに、受注者の責により提案内容が履行できない場合は、施工のやり直しや違約金の支払い、工事成績評定への反映等のペナルティを課すことを明記することが必要である。ペナルティの明記についてはその旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載することとされている(「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」平成12年9月20日建設省

厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)。

Q23: 提案された技術が履行できない場合のペナルティの考え方はどのように考えればよいのか。

A 2 3: 受注者の責により提案内容が履行できない場合には、施工のやり直し、施工のやり直しを行うことが合理的でない場合は違約金の徴収や工事成績評定等におけるマイナス評価を行うことが考えられる。しかしながら提案された技術に係る内容以外の契約内容については、通常の工事契約におけるペナルティが課させられることを考慮し、当該技術提案に係るペナルティを設定することが必要である。

ペナルティを金額で算定する場合は、評価項目を貨幣換算し、未達成相当の価格を課すことが考えられる。しかしながら現状では貨幣換算が可能な評価項目が限られていることから、今後の貨幣換算が困難な項目の適切な技術評価設定手法の検討と合わせて、ペナルティの設定方法についても充実させていく必要があると考えている。

Q24: 提案された技術が履行されたかどうかの確認はどの程度まで行う必要があるのか。

A 2 4: 評価単位に応じた履行確認や計測でよいものと考えられ、具体的には 通行止め期間の短縮においてはその評価単位が日であるなら日単位、 時間単位であるなら時間単位での計測による確認を行うことになる。 ただし本方式は、当該工事を実施するにあたり地域住民や整備するインフラの利用者、ひいては納税者にとってメリットがある項目を選定 し評価して落札者を決める方式であることから、納税者に対するメリット説明ができるレベルでの履行確認方法とする必要があると考えられる。また履行確認方法については、受注者の提案技術及び応札価格に影響を与えることから、入札条件に明記しておくことが必要である。

Q25: 総合評価落札方式では提案された技術の履行がなされなければペナルティを課すこととなっており、企業は従来以上に技術提案の検討に 負担が大きくなると思われるがどうか。

A 2 5 : 受注者の責により提案された技術が不履行の場合はペナルティを課すことから、受注者は現実的かつ妥当的な施工提案検討が必要になると思われる。しかしながら、これまでの入札時 VE 方式及び契約後 VE 方式においても提案された技術により価格応札していることから、従来と比べて新たに負担を課すことになるとは考えていない。

- Q 2 6 : この方式で提案された技術により工事を行う場合、必ずしも発注者の標準設計や積算と内容が一致しない構造物を施工することになるが、 出来高管理や完成検査等はどのように行えばよいのか。
- A 2 6: 標準設計と異なる施工を実施してもらうことになるため、出来高管理 や完成検査の方法については、契約後あらかじめ発注者及び受注者間 で協議しておくことが望ましい。

具体的には、契約後に受注者から提案された図面を出来高管理や完成 検査に用いること、また変更契約の考え方やどの段階で段階検査を行 うのか、といったことを取り決めておくことであり、総価契約 - 単価 合意変更方式を用いることが効果的であると考えられるが、これは工 事全体に対する技術提案の範囲により取り決めるルールが異なるも のと考えられる。また将来的には、発注者及び受注者間の出来高管理 に共通の EVMS (出来高管理システム)を用いることになれば、さ らに効率よいものになると考えられる。

# 7 手引き・事例集に関する問合せ先等

	(平成 14年6月現在)
国土交通省 大臣官房技術調査課	
工事入札契約関係担当 課長補佐	
TEL:03-5253-8111	(内線 22334)
国土交通省 国土技術政策総合研究所	
総合技術政策研究センター	
建設マネジメント技術研究室	
研究室長 または	
工事入札契約関係担当 主任研究官	
T E L : 0 2 9 8 - 6 4 - 2 2 1 1	(内線 3771
	または3775)
国土交通省 東北地方整備局	
企画部 技術開発調整官	
TEL:022-225-2171	(内線 3120)
国土交通省 関東地方整備局	
企画部 技術開発調整官	
TEL:048-601-3151	(内線 3120)
国土交通省 北陸地方整備局	
企画部 技術開発調整官	
TEL:025-266-1171	(内線 3120)
企画部 技術開発調整官	
TEL:052-953-8131	(内線 3120)
	•

 国土交通省 近畿地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL:06-6942-1141 (内線 3120)
国土交通省 中国地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL:082-221-9231 (内線 3120)
国土交通省 四国地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL:087-851-8061 (内線 3120)
国土交通省 九州地方整備局
企画部 技術開発調整官
TEL:092-471-6331 (内線 3120)
国土交通省 北海道開発局
事業振興部 工事管理課 工事評価管理官
TEL:011-709-2311 (内線 5484)
内閣府 沖縄総合事務局
開発建設部 技術管理官
TEL:098-866-0031 (内線 3115)

# 8 参考:標準ガイドライン(全文)

# 工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン

[公共工事発注省庁申合せ]

本標準ガイドラインは、公共工事発注機関が総合評価落札方式により入札する場合の事務処理の効率化等に資するため、大蔵大臣と協議を整えた各省各庁の長の定めとともに、運用上の基本的な事項を手引きとしてとりまとめたものである。

#### 第1 各省各庁の長の定め(大蔵大臣協議)

#### 適用範囲

以下の工事(設計施工一括発注を含む。)に係る請負契約を締結しようとする場合に適用する。

- 1 入札者の提示する性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)によって、 工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額(以下「補償費等の支出額等」という。)並びに維持更新費を含めたライフサイクル コストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると当該工事に係る契約 に関する事務を管理する大臣(以下「大臣」という。)が認める工事
- 2 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事
- 3 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を 必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に 比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると大臣が認める工事

#### 落札方式

- 1 入札者に価格及び性能等をもって申込みをさせ、次の各要件に該当する者のうち、「総合評価の方法」によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
  - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
  - (2) 入札に係る性能等が、入札公告及び入札公示(これらに係る入札説明書又は 技術資料作成要領を含む。以下「入札公告等」という。)において明らかにし た性能等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち、必須とされた項 目の最低限の要求要件を全て満たしていること。
  - (3) 評価値が、予定価格の算出の前提となる状態で想定される得点(必須とされた項目ごとに設定した最高得点の合計)を、予定価格(補償費等の支出額等を評価する場合においては、予定価格に予定価格の算出の前提となる状態で想定

される補償費等の支出額等を加算した価格)で除した数値(以下「基準評価値」 という。)を下回っていないこと。

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

#### 総合評価の方法

- 1 性能等の評価方法については、次のとおりとする。
  - (1) 評価の対象とする技術的要件については、当該工事の目的・内容に応じ、事務・事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目と それ以外の項目とに区分する。
  - (2) 必須とする項目については、各項目ごとに最低限の要求要件を示し、この要求要件を満たしていないものは不合格とし、要求要件を満たしているものには基礎点を得点として与え、更に、最低限の要求要件を超える部分について評価に応じ得点を与える。
  - (3) 必須とする項目以外の項目については、各項目ごとに評価に応じ得点を与える。
  - (4) 各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定める。
  - (5) 補償費等の支出額等を評価する場合においては、当該費用について評価項目としての得点を与えず、評価値の算出において入札価格に当該費用を加算する。
- 2 価格及び性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る性能等の各評価項目 の得点の合計を当該入札者の入札価格(補償費等の支出額等を評価する場合にお いては、入札価格にその費用を加算した価格)で除して得た数値をもって行う。

#### その他

この落札方式による場合には、落札決定に当たって総合評価による旨及びその方法を入札公告等において明らかにするものとする。

# 第2 総合評価に関する手引き

#### 一般的事項

- 1 技術的要件及び入札の評価に関する基準については、入札説明書等において明らかにするものとし、この旨入札公告等において明記するものとする。
- 2 公共工事発注機関は、技術的要件及び入札の評価に関する基準を、仕様に関する書類(以下「仕様書」という。)及び総合評価に関する書類(以下「総合評価基準」という。)において定める場合にあっては、入札説明書等の一部として、これらを入札参加希望者の要請に応じ速やかに交付する。

# 技術的要件

1 技術的要件は、必須の要求要件及びそれ以外の要求要件に区分して、入札説明

書等(仕様書を含む。)において明らかにするものとする。

- 2 技術的要件は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 必須の要求要件については、公共工事発注機関が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
- 4 必須以外の要求要件については、総合評価基準において定める評価項目として評価の対象とするものに限るものとし、評価の対象としないものは記載しない。
- 5 技術的要件は、定量的に表示し得るもの(性能等を数値化できるもの)は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載する。

# 評価基準

- 1 入札の評価に関する基準は、評価項目、得点配分(基礎点及び評価に応じて与えられる得点(以下「加算点」という。))、その他の評価に必要な事項とし、入札説明書等(総合評価基準を含む。)において明らかにするものとする。
- 2 評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- 3 工事における必要度・重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない ものは評価しないものとする。
- 4 必須の評価項目であっても、工事における必要度・重要度に照らし、最低限の 要求要件を満たしていれば十分であり、当該要求要件を超えていても評価する必 要がないものは、加算点の対象にしないものとする。
- 5 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲(上限値等)を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
- 6 必須とする評価項目及びそれ以外の評価項目の各評価項目ごとに、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(基礎点を含む。)の関係を明らかにするものとする。
- 7 基礎点合計と加算点合計との配点割合は、工事及び評価の目的・内容等を勘案 して適切に設定するものとする。
- 8 基準評価値は、予定価格の算出の前提となる状態(予定価格を算出する際に設定する諸条件を満たす状態)で想定される得点を、予定価格で除した数値であり、補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に、予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算するものとする。
- 9 予定価格は、当該工事において目標とする技術的要件(必須とする評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態。以下「目標状態」という。)を前提として 算出することとし、その算出に当たっては、目標状態の工事価格を算出する方法、

あるいは必須とする評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する工事価格に、目標状態までに必要な価格を加算する方法等が考えられ、各公共工事発注機関が工事ごとに設定するものとする。

- 10 評価項目設定の指針となる事項について例示すれば、次のとおりである。 なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該工事に係る 契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、 評価項目の対象としないものとする。
  - (1) 総合的なコストに関する事項

ライフサイクルコスト

維持管理費・更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。 その他

補償費等の支出額等を評価する。

(2) 工事目的物の性能、機能に関する事項

性能・機能

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能を 評価する。

(3) 社会的要請に関する事項

環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を国の利害の観点から評価する。

交通の確保

交通への影響(規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等)を国の利害の観点から評価する。

特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を国の利害の観点から評価する。

#### 評価

- 1 入札の評価は、入札説明書等(仕様書及び総合評価基準を含む。)に基づいて 行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。
- 2 性能等の評価は、当該公共工事発注機関による公正、公平な審査を通じて適切 に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札者に共通の基準で 行うこととし、特定の入札者の評価に特定の方法を用いないものとする。

必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを 実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明 らかにするものとする。

3 必須の評価項目については、入札説明書等(仕様書を含む。)で示した最低限

の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格と されたものについては、入札説明書等(総合評価基準を含む。)に基づき基礎点 及び加算点を与える。

- 4 必須以外の評価項目については、入札説明書等(仕様書を含む。)に記載された必須以外の要求要件を満たしているか否かを判定し、当該要求要件を満たしている場合は、入札説明書等(総合評価基準を含む。)に基づき加算点を与える。
- 5 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。
- 6 入札者の提示する性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、公正かつ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容・方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

#### その他

#### 1 落札結果等の記録及び情報提供

- (1) 総合評価における入札者の提示した性能等の評価及び落札結果等については、記録し契約後になるべく早期に公表する。特に、技術的要件の審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録し、入札者の苦情等に適切に対応するものとする。
- (2) 落札できなかった入札者から落札情報の提供依頼があった場合には、落札の相対的な利点に関する情報(当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点)を提供する。

# 2 評価内容の担保

- (1) 落札者の提示した性能等については、全て契約書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。
- (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとする。

なお、工事の検査において、契約書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約書において明らかにする。

- (3) 評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、 契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契 約書に記載するものとする。再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び 契約書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。
- 3 不落となった場合の取扱い

再度入札を実施しても落札者が決定しない場合の随意契約においても、第1・ ・1に示す考え方に従い契約を行うものとする。 9 参考:「総合評価落札方式の実施に伴なう手続について」(建設省厚契第32号,建設省技調発第147号,建設省営計発第132号,平成12年9月20日)

建設省厚契発第32号平成12年9月20日 建設省技調発第147号建設省営計発第132号

建設大臣官房地方厚生課長 総務部長 建設大臣官房技術調査室長 から 各地方建設局 企画部長 あて 建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長 営繕部長

建設業者から性能、機能、技術等(以下「性能等」という。)に関する提案を募集し、民間の技術を積極的に活用することにより、価格だけでなく、価格以外の技術的な要素を考慮することにより公共事業の質を高めるため、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)による競争参加資格確認資料又は「公募型指名競争入札方式の手続について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第264号、建設省技調発第132号)よる技術資料の提出に併せて、設計及び施工方法等に関する提案を募集し、入札者に、工事価格及び性能等をもって申込みをさせ、これらを総合的に考慮して落札者を決定する方式(以下「総合評価落札方式」という。)の実施に係る手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

なお、本手続により総合評価落札方式を実施する場合には、事前に本省担当課と協議 されたい。

記

#### 1 適用する工事の範囲

- 一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の対象工事であって、以下の工事 (設計施工一括発注方式を含む。)に該当する場合に適用する。
- (1) 入札者の提示する性能等によって、工事価格に、工事に関連して生ずる補償費等の支出額及び収入の減額相当額並びに維持更新費を含めたライフサイクルコストを加えた総合的なコストに相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (2) 入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に比して、工事目的物の初期性能の持続性、強度、安定性などの性能・機能に相当程度の差異が生ずると認められる工事
- (3) 環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策又はリサイクル対策を 必要とする工事であって、入札者の提示する性能等によって、工事価格の差異に 比して対策の達成度に相当程度の差異が生ずると認められる工事

#### 2 募集手続

一般競争入札方式における入札公告または公募型指名競争入札方式における技

術資料収集に係る掲示を行う際に、総合評価落札方式である旨及び性能等の要求要件、評価基準、並びに発注者が入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示した図面及び仕様書(以下「標準案」という。)の内容について、標準案と異なる設計及び施工方法等に関する提案(以下「VE提案」という。)を求める旨を明示するものとする。

また、VE提案は、資料の提出の際に併せて提出するものとする。

# 3 手続に要する日数

別紙に示す日数を参考とするものとする。

#### 4 提案の提出

# (1) 提案を求める範囲

VE提案を求める範囲は、設計及び施工方法等に関するもので、原則として設計図書において指定されたもののうち、「総合評価落札方式の実施について」(平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 30 号)に示す落札方式及び総合評価の方法によって、発注者に有利となる調達が可能な提案を期待できるもので、民間の技術開発を積極的に活用することが適当と認められるものの中から、工事の特性に応じて定めることとする。

#### (2) 提案を求める部分の位置づけ

VE提案を求める部分については、設計図書において施工方法等を指定しない ものとする。

#### (3) 提案の提出方法

入札者は、VE提案を行う場合、その内容を明示した設計及び施工計画書(以下「技術提案書」という。)を提出するものとする。なお、入札者は、VE提案が適正と認められない場合において標準案に基づいて施工する意志がある場合、標準案による施工計画を併せて提出することができるものとする。

#### 5 技術資料作成説明会の開催

地方建設局長は、必要があると認められるときは、技術資料作成説明会を実施することができるものとする。

#### 6 資料のヒアリング

地方建設局長は、必要があると認められるときは資料のヒアリングを実施することができるものとする。

#### 7 提案の審査及び採否の通知

VE提案の審査及び採否の通知の手続については、入札時VE方式(「一般競争 入札方式における入札時VE方式の試行について」、平成 10 年 2 月 18 日付け建設 省厚契発第 9 号、建設省技調発第 36 号、建設省営計第 15 号あるいは「公募型指名 競争入札方式における入札時VE方式の試行について」、平成 10 年 2 月 18 日付建 設省厚契発第 10 号、建設省技調発第 37 号、建設省営計第 16 号)の手続に準じて 行うものとする。

#### 8 総合評価の方法及び落札者の決定

「総合評価落札方式の実施について」(平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 30 号)によるものとする。

#### 9 提案内容の保護

VE提案内容の保護については、入札時VE方式(「一般競争入札方式における 入札時VE方式の試行について」、平成 10 年 2 月 18 日付け建設省厚契発第 9 号、 建設省技調発第 36 号、建設省営計第 15 号あるいは「公募型指名競争入札方式にお ける入札時VE方式の試行について」、平成 10 年 2 月 18 日付建設省厚契発第 10 号、建設省技調発第 37 号、建設省営計第 16 号)の手続に準じて行うものとする。

#### 10 責任の所在とペナルティ

発注者がVE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと、また、性能等に係わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行う旨を入札説明書又は技術資料作成要領及び契約書に記載するものとする。

# 11 入札公告又は技術資料収集に係る掲示等に明示する事項

提案を募集する場合においては、入札公告又は技術資料収集に係る掲示及び入札 説明書又は技術資料作成要領に次の事項を加える。

(1) 入札公告又は技術資料収集に係る掲示

当該工事が、総合評価落札方式による工事であること

VE提案により施工しようとする場合は、その内容を明示した技術提案書を提出すること。VE提案が適正と認められない場合に標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案により施工計画を併せて提出すること。また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

VE提案の採否については、競争参加資格の確認に通知に併せて通知すること

資料作成説明会を実施すること。(資料作成説明会を開催する場合) 資料のヒアリングを実施すること。(資料のヒアリングを実施する場合) 提案で求める性能、機能、技術等の要求要件および評価基準 総合評価の方法及び落札者の決定方法

#### (2) 入札説明書又は技術資料作成要領

# (1)の内容の詳細

VE提案等は競争参加資格の確認に反映されること。またその審査に当たって、施工の確実性、安全性、費用等について評価すること。

VE提案等の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知すること。その際、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付すること。また、VE提案及び標準案の両方を提出した建設業者に対して標準案に基づく競争参加資格の確認を行う場合、建設業者はVE提案が適正と認めら

れなかった理由に対して、理由の説明要求及び苦情申し立てを行うことができるものとすること。

VE提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で使用できるものとすること。ただし、工業所有権の排他的権利を有する提案についてはこの限りではないこと。

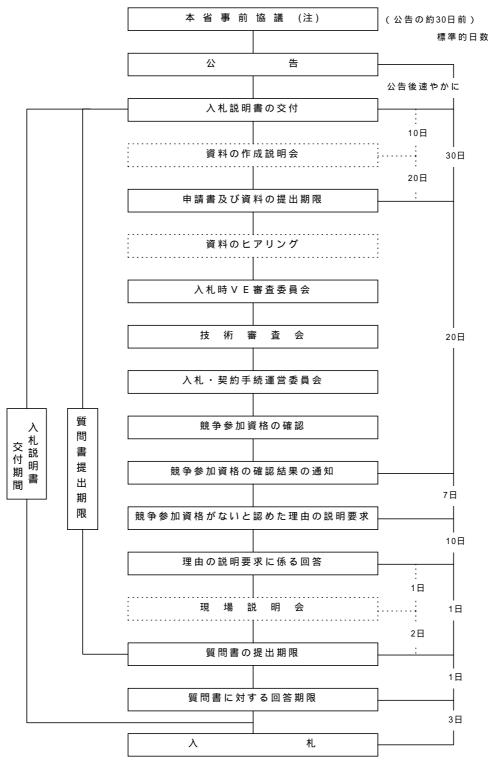
VE提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。

性能等に関わる提案が履行できなかった場合で再度施工が困難あるいは合理的ではない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。

本省事前協議は、平成 14 年 6 月 13 日付け通達 (「工事に関する入札に係る 総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第 12 号,国官技 第 58 号,国営計第 33 号))によって、現在は実施不要となっている。

# (別紙)

# 総合評価方式の手続(一般競争入札方式の場合)

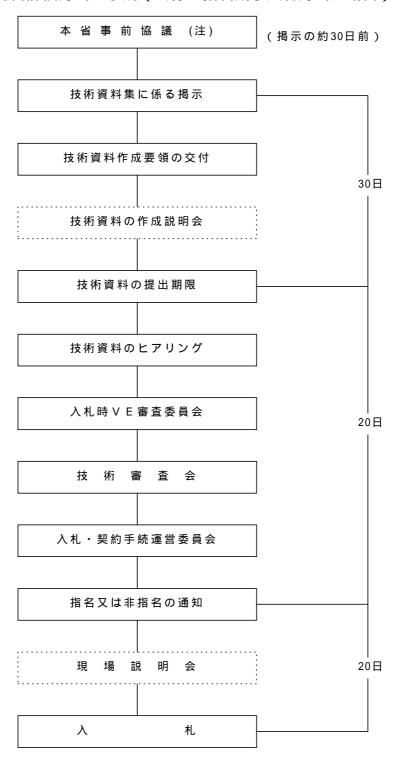


は、土曜日、日曜日、祝日等を含まない。

(注)本省事前協議は、平成 14 年 6 月 13 日付け通達(「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第 12 号,国官技第 58 号,国営計第 33 号))によって、現在は実施不要となっている。

# (別紙)

# 総合評価方式の手続(公募型指名競争入札方式の場合)



上記の日数は、標準的日数である。

(注)本省事前協議は、平成 14 年 6 月 13 日付け通達(「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第 12 号,国官技第 58 号,国営計第 33 号))によって、現在は実施不要となっている。

10 参考:「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(国地契第12号,国官技第58号,国営計第33号,平成14年6月13日)

国地契第12号

平成14年6月13日 国官技第58号

国営計第33号

大 臣 官 房 地 方 課 長 総務部長 大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長 から 各地方整備局 企画部長 あて 大臣官房官庁営繕部営繕計画課長 営繕部長

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について

標記に関しては、「総合評価落札方式の実施について」(平成 12年9月 20日付け建設省厚契発第 30号)に基づき実施しているところである。

入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待されるところである。

そこで、総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、下記のとおり当面の運用試行案をとりまとめたので、適切に実施されたい。

記

#### 1.性能等の評価方法に関する運用試行案

#### (1)対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成 12 年 9 月 20 日付け建設省厚契発第 32 号、建設業技調発第 147 号、建設省営計発第 132 号)(以下「手続き通達」という。)に基づき行われる工事で、標準ガイド第 1 1 (1)において設定する全ての評価項目が、必須以外の評価項目である工事とする。

(2)標準ガイド第2 4により、必須以外の評価項目について加算点を与える際、入札説明書等に記載された要求要件を満たしている場合に与える点数を、以下において標準点と言い、標準点以上に加算する点数を加算点と読み替えるものとする。

# (3)標準点と加算点との配点割合

標準ガイド第2 2 においては、「評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定するものする。」とされている。

上記(1)の対象工事に係る性能等の評価手法については、上記標準ガイドの 主旨を踏まえつつ、直接、配点割合を設定する方式により行うものとする。

この場合、当面、標準的には標準点を 100 点、加算点を 10 点とし、工事の内容等に応じて加減するものとする。

#### (4)加算点の評価方式

評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイド第2 5 に従い、性能等を数値化できるものについては下記 によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記 又は のいずれか適切なものによるものとする。

評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付けを行い、標準的には加算点が10点となるよう各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

#### 数值方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に10点を、最低限の要求要件を満たす性能などの数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

# 判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優/良/可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、それぞれに 10/5/0 点を付与するものとする。 順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

#### 2. 性能等の評価方法に関する運用にあたっての留意事項

性能等の評価にあたっては、標準ガイド第2 6 において、入札説明書等に各評価項目毎に、入札者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点(標準点を含む)の関係を明らかにすることとされていることに留意すること。

# 3. その他

(1) 今後、国土技術政策総合研究所において実施事例を収集、評価し、必要に応じて

標準的な配点割合を見直すものとする。

(2) 地方整備局の長が、標準ガイドに従い総合評価落札方式を実施する工事を選定した場合は、標準ガイド第1 1の大臣が認める工事と見なすものとする。また、手続き通達において、総合評価落札方式を実施する場合、事前に本省担当課と協議することとしているが、地方整備局において特段の事情がある場合を除き、事務合理化の観点から事前協議を廃止する。

1 1 参考:「地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)」 (自治行第3号,平成11年2月17日)

自治行第3号平成11年2月17日

各都道府県知事 殿

自治事務次官

地方自治法施行令の一部を改正する政令の施行について(通知)

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成11年政令第25号)及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令(平成11年自治省令第4号)は、平成11年2月17日公布され、同日施行されました。

今般の改正は、最近における経済事情、規制緩和の推進の要請等にかんがみ、地方公 共団体が競争入札により契約を締結する場合において、価格その他の条件が当該地方公 共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、いわゆる総合 評価方式を導入することができることとするとともに、公共工事に要する経費について、 地方公共団体が現行の前金払に加えて追加的に前金払をする、いわゆる中間前金払をす ることができることとすることをその内容とするものです。

貴職におかれては、その施行について、今回の改正の趣旨にのっとり、下記事項に留意の上、遺憾のないよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨周知願います。

記

# 改正の内容

- 1 契約に関する事項
  - (1) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第234条第3項本文又は地方自治法施行令(以下「令」という。)第167条の10の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができるものとすること。

(令第167条の10の2第1項、令第167条の13関係)

(2) 普通地方公共団体の長は、(1)により工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、(1)にかかわらず、その者を落札者とせず、

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の 条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を 落札者とすることができるものとすること。

(令第167条の10の2第2項、令第167条の13関係)

(3) 普通地方公共団体の長は、(1)及び(2)により落札者を決定する競争入札(以下「総合評価競争入札」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならないものとすること。

(令第167条の10の2第3項、令第167条の13関係)

(4) 普通地方公共団体の長は、総合評価競争入札を行おうとするとき、総合評価競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ、以下に掲げる学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとすること。

なお、この場合、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。

総合評価競争入札を行おうとするときは、総合評価競争入札によることの適否 について学識経験を有する者

総合評価競争入札において落札者を決定しようとするときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が当該普通 地方公共団体にとって最も有利なものの決定について学識経験を有する者

落札者決定基準を定めようとするときは、当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項について学識経験を有する者

- (令第167条の10の2第4項、令第167条の13、地方自治法施行規則(以下「規則」という。)第12条の3関係)
- (5) 普通地方公共団体の長は、一般競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合評価一般競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の6第1項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならないものとすること。

(令第167条の10の2第5項関係)

(6) 普通地方公共団体の長は、指名競争入札に係る総合評価競争入札(以下「総合

評価指名競争入札」という。)を行おうとする場合において、当該契約について令第167条の12第2項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び同条第3項において準用する令第167条の6第2項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならないものとすること。

(令第167条の12第4項関係)

# 2 支出に関する事項

公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事であって以下の要件に該当するものに係る当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費については、当該経費の4割を超えない範囲内で既にした前金払に追加して、当該経費の2割を超えない範囲内に限り前金払をすることができるものとすること。

工期の2分の1を経過していること。

工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(令附則第7条、規則附則第3条第2項関係)